

兵庫大学学則

〔平成7年4月1日制定〕
兵大程第6号

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神である「和」を育む仏教主義に基づく大学として、専門の学芸を教授研究するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、併せて有為の人材を養成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、第1条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、公表する。

2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制については別に定める。

第2節 組織

(学部)

第3条 本学に、次の学部を置く。

現代ビジネス学部

健康科学部

看護学部

生涯福祉学部

教育学部

2 前項の学部に置く学科及びその入学定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科	120	2	484
健康科学部	栄養マネジメント学科	80	5	330
	健康システム学科	40	—	160
	計	120	5	490
看護学部	看護学科	90	—	360
生涯福祉学部	社会福祉学科	40	5	170
教育学部	教育学科	100	5	410
合	計	470	17	1,914

3 本学に共通教育機構を置く。

4 共通教育機構に関する規程は別に定める。

(大学院)

第3条の2 本学に、大学院を置く。

2 大学院の学則は別に定める。

(附属施設等)

第4条 本学に、次の附属施設・附置機関を置く。

- (1) 附属図書館
- (2) 学修基盤センター
- (3) 高等教育研究センター
- (4) 附属総合科学研究所
- (5) エクステンション・カレッジ
- (6) 地域医療福祉研修センター

2 前項各号の附属施設等に関し、必要な事項は別に定める。

(附属研究所)

第5条 (削除)

第2節の2 学部等の教育研究上の目的

(現代ビジネス学部教育研究上の目的)

第5条の2 現代ビジネス学部は、建学の精神である「和」に基づき、変化する社会において、主体的に共生社会の形成に関わり、地域と共に歩み地域の発展に貢献するため、経済学をはじめとする専門知識への深い理解と幅広い教養を身に付け、現代社会の諸問題を積極的に分析、解決する人材を養成する。

- 2 現代ビジネス学科は、学部教育の目的に沿って、より進んだ専門性を修得するため、グローバル化する経済社会において生起する経済や社会の諸問題を生活の基盤である地域という視座から捉え直し、グローバルビジネス、地域ビジネス、公共政策の各専攻において適切な理論、分析的枠組みを用いて解明し、具体的な解決策を提示する方法を学ぶ。

(健康科学部の教育研究上の目的)

第5条の3 健康科学部は、人間の健康と生活の質の向上に関わる諸問題を科学的に解明し、その成果を生涯健康の維持と増進に実践的に生かすことのできる人材を養成する。また、生命に対する畏敬の念と倫理観に基づいて人間理解を深め、健康で活力に満ちた地域社会の実現に貢献する資質を涵養する。

- 2 栄養マネジメント学科は、生命の基本である「食」を探究し、人々の健康の維持と増進および疾病予防と回復の指導ができる栄養専門家の養成をめざす。また、食物と栄養および食生活に関係する要因を科学的に追究する能力と総合的に栄養をマネジメントする能力を備え、社会に貢献できる人材を養成する。多様な実践活動の場において、知識と技術を修得し、課題解決能力を身につけ、豊かな人間性と感受性を育み、食と健康を通して生命を尊重する心を育てる。
- 3 健康システム学科は、心の健康、身体の健康を探究し、健康に関連する分野の知識を有機的、総合的に体系化した高度な専門知識と技能を修得することをめざす。さらに健康の分野の知識を生かしつつ、健康の維持と増進の方法および技能を修め、生活全般に生かす能力を涵養することにより、健康コーディネーターの養成をめざす。

4 (削除)

(看護学部教育研究上の目的)

第5条の4 看護学部は、豊かな人間性と社会性に富み、人との協調を重んじ積極的に人間理解を深め、専門職としての知識・技能・態度と実践的な判断力を有した、人の生涯に亘る保健・医療・福祉（保健医療福祉）と生活を支え、看護の発展に貢献できる人材を養成する。

- 2 看護学科は、お互いの人格を尊重し合い、感性が豊かで、いとおしむ心のある人間形成をめざすとともに、人間の「知」「情」「意」のバランスのとれた発達を支援し、地域社会のヘルスプロモーション実現に向けて、使命感をもって貢献できる看護実践能力と

看護学専門性向上のために研鑽する基本能力を備えた人材を養成する。

(生涯福祉学部の研究上の目的)

第5条の5 生涯福祉学部は、基本的人権および社会正義の尊重を基礎とした社会福祉の理念と、ソーシャルワークの力量によって、人の生涯にわたる発達および自らによる能力開発を支援できるとともに、個人と環境の相互作用による地域福祉の実現に貢献する社会福祉専門職の人材を養成する。

2 社会福祉学科は、人間の福利を広く「人間一人ひとりの能力開発を支援すること」と捉え、国際的視野に立つとともに小都市および町村に焦点を当て、人々とその環境に働きかけることにより、家族や地域の福祉力を高めるソーシャルワーカーを養成する。社会福祉の価値について理解することを土台として、社会福祉の知識や技術を科学的方法論と職業的倫理観をもって実践に用いることのできる専門的能力を涵養する。

3 (削除)

(教育学部教育学科の研究上の目的)

第5条の6 教育学部は教員としての使命感や情熱を持ち、発達や学びの連続性を踏まえた就学前教育及び学校教育に関する高度な専門知識と優れた技能・実践力を有し、子どもの個性と環境の多様性に対応しながら、共生社会の一員として地域社会に貢献できる人材を養成する。

2 教育学科は、幅広い教養と教育・保育に関する専門的な知識と技能を有し、多様な人々と協働しながら、子どもの多様性を理解しつつ、興味・関心を引き出し、子どもの主体的学びや自己成長を導くための教育を展開することができる学校教育や幼児教育、児童福祉の専門家を養成する。

第3節 職員組織

(職員組織)

第6条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

2 職員組織に関する事項は、別に定める。

(学部長等)

第6条の2 学部に、学部長を置く。

2 共通教育機構に、機構長を置く。

第4節 大学運営会議、教授会

(大学運営会議)

第7条 本学に、大学運営会議を置く。

2 大学運営会議は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長補佐
- (4) 各学部長（共通教育機構長を含む）
- (5) 事務局長
- (6) 各部・室長
- (7) 各附置機関の長
- (8) その他学長が必要と認めた者

(審議事項)

第7条の2 大学運営会議は、理事会から委任された本学の教育研究に関する業務及び本学の基本的な事項並びに学部等を超える横断的な事項について、学長が決定するための審議機関として、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期計画及び年度計画のうち教育・管理運営に関する事項

- (2) 規則等の制定・改廃に関する事項
- (3) 組織（学部・学科の改組を含む）の設置・廃止に関する事項
- (4) 施設・設備の設置・廃止に関する事項
- (5) 教員人事に関する事項
- (6) 教育課程編成の方針に関する事項
- (7) 学生に対する援助に関する事項
- (8) 学生の入退学や学位授与等の方針に関する事項
- (9) 教育・研究面での自己評価に関する事項
- (10) 学部等、各種委員会、その他学内諸機関の連絡・調整に関する事項
- (11) 予算の編成の基本方針に関する事項
- (12) その他本学における重要事項
- (その他)

第7条の3 本節に定めるもののほか、大学運営会議に関し必要な事項は別に定める。

(教授会)

第7条の4 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、専任の教授をもって組織する。

3 前項の規定にかかわらず、教授会の組織には、准教授、講師及び助教を加えることができる。

(審議事項)

第7条の5 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業
 - (2) 学位の授与
 - (3) 教育課程の編成
 - (4) 教員の教育研究業績の審査
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(その他)

第7条の6 本節に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

第5節 学年・学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を次の2学期に分ける。

I期 4月1日から9月30日まで

II期 10月1日から翌年3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は、I期の終了日及びII期の開始日を変更することができる。

(休業日)

第10条 休業日は、次の通りとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める日
- (3) 学園創立記念日 6月10日
- (4) 春季休業 3月20日から3月31日まで

- (5) 夏季休業 8月1日から9月25日まで
- (6) 冬季休業 12月25日から1月7日まで
- 2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 本条第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第11条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第12条 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、第18条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、編入学者に関する在学年限については、別に定める。

第2節 入学

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第14条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の課程を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(高等学校卒業程度認定試験規則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定試験に合格した者を含む)
- (8) その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で18歳に達した者

(入学の出願)

第15条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて学長に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第16条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第17条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、個人調書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続き完了した者に入学を許可する。

(編入・転学・再入学)

第 18 条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願するものがあるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
 - (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
 - (3) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）附則第 7 条に定める従前の規定による学校の課程を修了し、又はこれらの学校を卒業した者
 - (4) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 186 条に定める専修学校の専門課程を修了した者
- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については教授会の議を経て、学長が決定する
- 3 編入学、転入学、再入学に関する必要な事項は別に定める。

（転学部・転学科）

第 18 条の 2 本学の学生で、他の学部又は学科に転学部又は転学科を志願する者があるときは、その学部又は学科の当該年次に欠員がある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。

- 2 前項に定めるもののほか、転学部、転学科に関する必要な事項は、別に定める。

第 3 節 教育課程及び履修方法等

（授業科目）

第 19 条 本学の各学部で開設する授業科目は、次のとおりとする。

現代ビジネス学部	共通教育科目及び専門教育科目
健康科学部	共通教育科目及び専門教育科目
看護学部	共通教育科目及び専門教育科目
生涯福祉学部	共通教育科目及び専門教育科目
教育学部	共通教育科目及び専門教育科目

- 2 各学部の授業科目及び単位数は、別表第 1、別表第 2、別表第 3、別表第 4、別表第 5、別表第 6 のとおりとする。

（副専攻）

第 19 条の 2 前条の規定に関する開設授業科目のうち、特定の分野又は課題の授業科目で構成する副専攻を設置し、その学修成果を認定することができる。

- 2 副専攻に関し、必要な事項は別に定める。

第 19 条の 3 学生は、他学部他学科の授業科目について、履修又は聴講することができる。

- 2 前項の授業科目は、各学部において定める。
- 3 第 1 項の履修により修得した単位は、卒業要件単位に含めない。
- 4 他学部他学科の授業科目の履修に関し必要な事項は別に定める。

第 20 条 前条に定めるもののほか、教職に関する科目を置く。

- 2 授業科目及び単位数は、別表第 7 のとおりとする。

（授業の方法）

第 20 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行う。

（多様なメディアを利用して行う授業）

第 20 条の 3 前条の授業は、文部科学大臣が定めるところにより多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

（単位計算方法）

第 21 条 授業の単位計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容を持って構成することとし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

- (1) 講義・演習については、15 時間の講義・演習をもって 1 単位とする。ただし、別に

定める授業科目については、30 時間の講義・演習をもって 1 単位とする。

(2) 実験・実習及び実技については、30 時間の実験・実習又は実技をもって 1 単位とする。ただし、別に定める授業科目については、40 時間又は 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価し単位を授与することが適切と認められる場合は、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第 22 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 23 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学等に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育による授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 23 条の 2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項及び第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 24 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 23 条第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

4 入学前の既修得単位の認定に関し、必要なことは別に定める。

(成績評価)

第 25 条 各学部における成績評価方法は、次のとおりとする。

学 部 名	試験における成績評語の種類	合格とする評語
現代ビジネス学部	秀・優・良・可・不可	秀・優・良・可
健康科学部	秀・優・良・可・不可	秀・優・良・可
看護学部	秀・優・良・可・不可	秀・優・良・可
生涯福祉学部	秀・優・良・可・不可	秀・優・良・可
教育学部	秀・優・良・可・不可	秀・優・良・可

(その他)

第 25 条の 2 その他履修方法等に関して、必要な事項は別に定める。

第4節 休学・復学・転学・留学及び退学

(休学)

第26条 疾病その他理由により2ヶ月以上修学することができない者は、休学願いを提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められるものについては、学長は休学を命ずることができる。

3 その他休学に関し必要な事項は別に定める。

(休学期間)

第27条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第12条の在学期間に算入しない。

(復学)

第27条の2 休学者が復学しようとするときは、復学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

2 その他復学に関し必要な事項は別に定める。

(転学)

第28条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第29条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第32条に定める在学期間に含めることができる。

3 第22条の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(退学)

第30条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第12条に定める在学年限を超えた者

(3) 第27条に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 休学期間が満了しても復学の願い出をしない者

(5) 長期間にわたり行方不明の者

第5節 卒業及び学位

(卒業及び学位)

第32条 本学に4年以上在学し学部規則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与し、本学学位規定に定める学士の学位を授与する。

(資格等の取得)

第32条の2 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

学 部	学 科	資格及び免許状の種類
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科	高等学校教諭一種免許状（公民） 高等学校教諭一種免許状（商業）
健康科学部	健康システム学科	養護教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状（保健体育） 高等学校教諭一種免許状（保健体育） 中学校教諭一種免許状（保健） 高等学校教諭一種免許状（保健）
	栄養マネジメント学科	栄養教諭一種免許状
看護学部	看護学科	養護教諭一種免許状
生涯福祉学部	社会福祉学科	高等学校教諭一種免許状（福祉）
教育学部	教育学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状 保育士資格

- 2 本学において教育職員免許状を得ようとする者は、前条に規定する卒業要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同施行規則に定める授業科目及び単位数を修得しなければならない。
- 3 本学の栄養マネジメント学科において、栄養士免許を得ようとする者は、学則に規定する卒業の要件を充足し、かつ栄養士法及び同施行規則に基づき、本学が定める授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 4 本学の栄養マネジメント学科において、管理栄養士国家試験受験資格を得ようとする者は、栄養士免許の資格要件を得るとともに、管理栄養士学校指定規則に基づき、本学が定める授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 5 本学の看護学科において、保健師国家試験受験資格及び看護師国家試験受験資格を得ようとする者は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の規定に基づき、本学において定める授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 6 本学の社会福祉学科において、社会福祉士国家試験受験資格及び精神保健福祉士国家試験受験資格を得ようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定並びに精神保健福祉士法の規定に基づき、本学において定める授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 7 本学の教育学科において、保育士資格を得ようとする者は、学則に規定する卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定により厚生労働大臣の定める修業科目及び単位を修得しなければならない。
- 8 第1項に定めるもの以外の資格等の取得については、別に定める。

第6節 賞罰

（表彰）

第33条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

（懲戒）

第34条 本学の諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長

が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 懲戒に関する事項は、別に定める。

第7節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第35条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第36条 本学の学生以外の者で、学部開設される一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、学部の教育研究に支障のない場合に限り選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生を志願することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学入学資格のある者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

(2) 本学と高大連携に関する覚書等を締結している高等学校の生徒のうち、当該高等学校長の許可を受けた者

3 科目等履修生の履修の期間は1年又は1学期（Ⅰ期又はⅡ期）とする。

4 科目等履修生が授業科目を履修し、その試験に合格した場合は単位を与える。

(特別聴講学生)

第37条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

(外国人留学生)

第38条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生に対しては、第19条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

第39条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第8節 検定料、入学金及び授業料等

(検定料、入学金、授業料等)

第40条 入学検定料、入学金、授業料、教育充実費の額は、別表第8のとおりとする。

(授業料等の納付)

第41条 授業料は、年額の二分の一ずつを次の2期に分けて納付しなければならない。

区分	納期
Ⅰ期（4月から9月まで）	4月中
Ⅱ期（10月から翌年3月まで）	10月中

(復学等の場合の授業料等)

第42条 Ⅰ期又はⅡ期の中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの授業料等を復学又は入学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第43条 学年の途中で卒業する見込みの者は卒業する見込みの月までの授業料等を納付

するものとする。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第44条 I期又はII期中途で退学し又は除籍された者の該当期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第45条 休学を許可され又命ぜられた者の休学期間の授業料等については、免除する。

ただし、在籍料を納付しなければならない。

2 前項に規定する在籍料の額は、別表第9のとおりとする。

3 納付した在籍料は返付しない。

(授業料等免除および徴収の猶予)

第46条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料の全部もしくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 授業料等の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は別に定める。

(研究生及び科目等履修生の授業料等)

第47条 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生の検定料及び授業料等の額は、別表第10のとおりとする。

(納付した授業料等)

第48条 納付した検定料、入学金、授業料、教育充実費は返付しない。

第9節 公開講座

(公開講座)

第49条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関して、必要な事項は、別に定める。

第10節 厚生施設

(学生寮)

第50条 (削除)

附 則

1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

2 第3条に規定する収容定員は、平成9年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	平成7年度		平成8年度			平成9年度		
	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員
経済情報学部 経済情報学科	人 150	人 150	人 150	人 20	人 320	人 150	人 40	人 510

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

2 第3条に規定する収容定員は、平成12年度までの間は次のとおりとする。

年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
----	--------	--------	--------

学科	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員
経済情報学部 経済情報学科	人 150	人 40	人 700	人 150	人 80	人 740	人 150	人 80	人 780

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条に規定する収容定員は、平成 14 年度までの間は次のとおりとする。

学科	平成 12 年度			平成 13 年度			平成 14 年度		
	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員
経済情報学部 経済情報学科	人 200	人 80	人 830	人 200	人 80	人 900	人 200	人 80	人 950

附 則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 32 条の 2 については、平成 12 年度以前の入学者から適用する。
- 3 第 3 条に規定する健康科学部栄養マネジメント学科の収容定員は、平成 15 年度までの間は次のとおりとする。

学科	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度		
	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員
健 康 科 学 部 栄養マネジメント学科	人 100	人 100	人 100	人 200	人 100	人 20	人 320

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 32 条の 2 に規定する健康科学部健康システム学科の資格等の取得については、平成 14 年度以前の入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条に規定する経済情報学部経済情報学科の収容定員は、平成 21 年度までの間は次のとおりとする。

学科	平成 19 年度			平成 20 年度			平成 21 年度		
	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員
経済情報学部 経済情報学科	人 140	人 10	人 870	人 140	人 10	人 740	人 140	人 10	人 640

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条に規定する健康科学部栄養マネジメント学科の収容定員は、平成 22 年度まで

の間は次のとおりとする。

年度 学科	平成 20 年度			平成 21 年度			平成 22 年度		
	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員
健康科学部 栄養マネジメント学科	人 80	人 20	人 420	人 80	人 20	人 400	人 80	人 20	人 380

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条に規定する経済情報学部経済情報学科の収容定員は、平成 23 年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員
経済情報学部 経済情報学科	人 80	人 2	人 572	人 80	人 2	人 444	人 80	人 2	人 384

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 45 条に規定する休学期間中の者の在籍料は、平成 21 年度以前に入学した在学者にも適用する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条に規定する健康科学部看護学科及び生涯福祉学部社会福祉学科の収容定員は、平成 26 年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員
健康科学部 看護学科	人 90	人 —	人 270	人 90	人 —	人 300	人 90	人 —	人 330
生涯福祉学部 社会福祉学科	人 30	人 —	人 210	人 30	人 —	人 180	人 30	人 —	人 150

- 4 第 26 条及び第 27 条並びに第 27 条の 2 及び第 31 条の規定については、平成 23 年度以前に入学した在学者にも適用する。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条に規定する収容定員は、平成 30 年度までの間は次のとおりとする。

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
----	----------	----------	----------

学科	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員
現代ビジネス学部 現代ビジネス学科	人 120	人 —	人 120	人 120	人 —	人 240	人 120	人 2	人 362
経済情報学部 経済情報学科	人 —	人 —	人 242	人 —	人 —	人 160	人 —	人 —	人 80

附 則

- この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 3 条に規定する収容定員は、平成 31 年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	コース	平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
		入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員
健康科学部 看護学科	—	人 —	人 —	人 270	人 —	人 —	人 180	人 —	人 —	人 90
看護学部 看護学科	—	人 90	人 —	人 90	人 90	人 —	人 180	人 90	人 —	人 270
生涯福祉学部 こども福祉学科	—	人 50	人 —	人 50	人 50	人 —	人 100	人 50	人 5	人 155
	幼児教育 コース	人 —	人 5	人 100	人 —	人 5	人 70	人 —	人 —	人 35
	児童福祉 コース	人 —	人 —	人 60	人 —	人 —	人 40	人 —	人 —	人 20

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 3 条に規定する収容定員は、平成 32 年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	平成 31 年度			平成 32 年度		
	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員
健康科学部 栄養マネジメント学科	人 80	人 5	人 345	人 80	人 5	人 330

附 則

- この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 3 条に規定する収容定員は、令和 4（2022）年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	令和 2(2020)年度			令和 3(2021)年度			令和 4(2022)年度		
	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員
現代ビジネス学部 現代ビジネス学科	人 100	人 2	人 464	人 100	人 2	人 444	人 100	人 2	人 424
生涯福祉学部 社会福祉学科	人 40	人 —	人 130	人 40	人 —	人 140	人 40	人 —	人 150

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条に規定する収容定員は、令和 6（2024）年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	令和 4(2022)年度			令和 5(2023)年度			令和 6(2024)年度		
	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員
現代ビジネス学部	人	人	人	人	人	人	人	人	人
現代ビジネス学科	120	2	424	120	2	444	120	2	464

附 則

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条に規定する収容定員は、令和 7（2025）年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	令和 5(2023)年度			令和 6(2024)年度			令和 7(2025)年度		
	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員
生涯福祉学部	人	人	人	人	人	人	人	人	人
こども福祉学科	—	5	160	—	—	110	—	—	55
教育学部	人	人	人	人	人	人	人	人	人
教育学科	100	—	100	100	—	200	100	5	305

別表第1 現代ビジネス学部 現代ビジネス学科の授業科目及び単位数

授業科目 の区分		授業科目の名称	単位数又は時間数			備考
			必修	選択	自由	
共通教育科目	建学の精神	宗教と人生	2			24単位以上
		仏教と現代社会		2		
		兵庫大学の学びと和		2		
		地域と仏教		1		
		兵大京都学		1		
	コミュニケーション	日本語（読解と表現）	2			
		英語	2			
		実用英語Ⅰ		2		
		実用英語Ⅱ		2		
		中国語（初級）		2		
		中国語（中級）		2		
		韓国語（初級）		2		
		韓国語（中級）		2		
		コンピュータ演習	2			
		コンピュータグラフィックスの基礎		2		
	国際理解	国際理解と宗教Ⅰ（キリスト教）		2		
		国際理解と宗教Ⅱ（イスラム教）		2		
		比較文化論		2		
	歴史と文化	歴史学		2		
		文学		2		
		色彩とデザイン		2		
	地域に学ぶ	地域文化論		2		
		建築デザインと地域		2		
		地域と文化財		2		
		地域資料を読む		2		
		日本の伝統文化「将棋」を学ぶ		2		
		ファシリテーション入門		2		

授業科目の 区分		授業科目の名称	単位数又は時間数			備考
			必修	選択	自由	
共通教育科目	現代社会を読み解く	哲学		2		
		日本国憲法		2		
		人権の歴史		2		
		政治学		2		
		社会学		2		
		経済学		2		
		現代社会の理解		2		
	自然と科学	生命倫理学		2		
		心理学		2		
		化学		2		
		生物学		2		
		身のまわりの科学		2		
		プログラミング入門		2		
	くらしと健康	食と健康		2		
		健康・スポーツ科学Ⅰ（講義）		2		
		健康・スポーツ科学Ⅱ（演習）		2		
		健康・スポーツ科学Ⅲ（演習）		2		
	キャリアデザイン	私のためのキャリア設計		2		
		ヒューマンサービスとマネジメント		2		
		入門ボランティア		2		

授業科目の 区分			授業科目の名称	単位数又は時間数			備考
				必修	選択	自由	
専門 教育 科目	専攻 専修 科目	共通 専攻 科目	経営学		2		データサイ エンス専 攻:32単位 以上
			グローバル経済事情		2		グローバル ビジネス専 攻:32単位 以上
			ミクロ経済Ⅰ		2		地域ビジネス 専攻:28単 位以上
			マクロ経済Ⅰ		2		公共政策 専攻:28単 位以上
			統計学		2		
			現代ビジネスの実際		2		
			経営戦略Ⅰ		2		
			経営戦略Ⅱ		2		
			企業経営研究Ⅰ		2		
			ビジネス法務		2		
			ビジネス文書		2		
			金融		2		
			国際金融		2		
			社会政策		2		
			会社法		2		
			経営管理		2		
			経営情報システム		2		
			マーケティング		2		
			現代ビジネス特論Ⅱ		2		
			現代ビジネス特論Ⅲ		2		
	デー タ サイ エ ンス 専 攻	機械学習		2			
		データサイエンスプログラミング演習		2			
		メディア処理		2			
		データ可視化		2			
		経済統計		2			
		データ解析		2			
		計量経済学		2			
		計量ファイナンス		2			
データ活用演習Ⅰ			2				
データ活用演習Ⅱ		2					

授業科目の 区分			授業科目の名称	単位数又は時間数			備考
				必修	選択	自由	
専門 教育 科目	専攻 専修 科目	グ ロ ー バ ル ビ ジ ネ ス 専 攻	異文化理解		2		
			グローバル英語ⅢA		2		
			グローバル英語ⅢB		2		
			グローバル英語ⅣA		2		
			グローバル英語ⅣB		2		
			English for ProfessionalsⅠ		2		
			English for ProfessionalsⅡ		2		
			Advanced English CommunicationⅠ		2		
			Advanced English CommunicationⅡ		2		
			Discussion & PresentationⅠ		2		
			Discussion & PresentationⅡ		2		
			国際社会論		2		
			国際政治学		2		
			グローバルビジネス実務		2		
		企業経営研究Ⅱ		2			
		グローバル経営		2			
		サービスホスピタリティ論		2			
		ホテル経営論		2			
		Hotel Business Management		2			
		地 域 ビ ジ ネ ス 専 攻	地域政策		2		
	現代の地域づくり			2			
	管理会計			2			
	財務会計			2			
	コミュニティデザイン			2			
	農業ビジネス			2			
	観光学入門			2			
	観光政策			2			
	国際観光論			2			
	起業家塾		2				

授業科目の 区分			授業科目の名称	単位数又は時間数			備考
				必修	選択	自由	
専門 教育 科目	専 攻 専 修 科 目	公 共 政 策 専 攻	ミクロ経済Ⅱ		2		卒業 要件 124 単位 以上
			マクロ経済Ⅱ		2		
			行政と社会		2		
			現代社会と法		2		
			民法		2		
			経済政策		2		
			産業と企業の経済学		2		
			競争政策		2		
			財政Ⅰ		2		
			財政Ⅱ		2		
			行政法		2		

授業科目の 区分		授業科目の名称	単位数又は時間数			備考
			必修	選択	自由	
共通 教育 科目	建 学 の 精 神	宗教と人生	2			26単位 以上
		仏教と現代社会		2		
		兵庫大学の学びと和		2		
		地域と仏教		1		
		兵大京都学		1		
	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	日本語（読解と表現）	2			
		英語	2			
		実用英語Ⅰ		2		
		実用英語Ⅱ		2		
		中国語（初級）		2		
		中国語（中級）		2		
		韓国語（初級）		2		
		韓国語（中級）		2		
		コンピュータ演習	2			
		コンピュータグラフィックスの基礎		2		
	国 際 理 解	国際理解と宗教Ⅰ（キリスト教）		2		
		国際理解と宗教Ⅱ（イスラム教）		2		
		国際関係論		2		
		比較文化論		2		
	歴 史 と 文 化	歴史学		2		
		文学		2		
		色彩とデザイン		2		
	地 域 に 学 ぶ	地域文化論		2		
		建築デザインと地域		2		
		地域と文化財		2		
		地域資料を読む		2		
日本の伝統文化「将棋」を学ぶ			2			
ファシリテーション入門			2			

授業科目の 区分		授業科目の名称	単位数又は時間数			備考
			必修	選択	自由	
共 通 教 育 科 目	現代社会を読み解く	哲学		2		
		日本国憲法		2		
		人権の歴史		2		
		政治学		2		
		社会学		2		
		経済学		2		
		現代社会の理解		2		
	自然と科学	生命倫理学		2		
		心理学		2		
		化学		2		
		生物学		2		
		身のまわりの科学		2		
		プログラミング入門		2		
	くらしと健康	食と健康		2		
		健康・スポーツ科学Ⅰ（講義）		2		
		健康・スポーツ科学Ⅱ（演習）		2		
		健康・スポーツ科学Ⅲ（演習）		2		
	キャリアデザイン	私のためのキャリア設計		2		
		ヒューマンサービスとマネジメント		2		
		入門ボランティア		2		

授業科目 の区分		授業科目の名称	単位数又は時間数			備考
			必修	選択	自由	
専門 教 育 科 目	Ⅰ 群 （ 領 域 に 関 す る 科 目 ）	化学基礎	2			14単位 以上
		生物基礎	2			
		基礎ゼミⅠ	2			
		基礎ゼミⅡ	2			
		基礎生化学	2			
		調理基礎演習	2			
		コミュニケーション論		2		
		食料経済		2		
		健康科学		2		
		健康情報処理演習	2			
		フードスペシャリスト論		2		
		フードコーディネート論		2		
	Ⅱ 群 （ 専 門 基 礎 に 関 す る 科 目 ）	管理栄養士概論	2			28単位 以上
		公衆衛生学Ⅰ	2			
		公衆衛生学Ⅱ		2		
		社会保障制度論	2			
		保健統計学実習		1		
		生化学Ⅰ	2			
		生化学Ⅱ		2		
		生化学実験Ⅰ	1			
生化学実験Ⅱ			1			
解剖生理学Ⅰ		2				
解剖生理学Ⅱ		2				
解剖生理学実験Ⅰ		1				
解剖生理学実験Ⅱ			1			
臨床病態学Ⅰ		2				
臨床病態学Ⅱ			2			
生体防御論			2			
食品学Ⅰ		2				

授業科目 の区分		授業科目の名称	単位数又は時間数			備考
			必修	選択	自由	
専 門 教 育 科 目	Ⅲ 群 (専門に関する科目)	給食管理実習Ⅰ	1			*印のうちいずれか1科目 選択必修
		給食管理実習Ⅱ	1			
		フードサービスマネジメント演習		2		
		総合演習Ⅰ		1		
		総合演習Ⅱ		1		
		総合演習Ⅲ		1		
		総合演習Ⅳ		1		
		給食管理臨地実習	1			
		臨床栄養臨地実習		2		
		公衆栄養臨地実習		1		
		栄養管理臨地実習		1		
		食品コース実践演習Ⅰ	2			*
		食品コース実践演習Ⅱ		2		
		スポーツ・食育コース実践演習Ⅰ	2			*
		スポーツ・食育コース実践演習Ⅱ		2		
		臨床栄養コース実践演習Ⅰ	2			*
		臨床栄養コース実践演習Ⅱ		2		
	卒業研究	卒業研究Ⅰ		3		卒業要件 124 単位以上
		卒業研究Ⅱ		3		

別表第3 健康科学部 健康システム学科の授業科目及び単位数

授業科目の 区分		授業科目の名称	単位数又は時間数			備考
			必修	選択	自由	
共通教育科目	建学の精神	宗教と人生	2			26単位以上
		仏教と現代社会		2		
		兵庫大学の学びと和		2		
		地域と仏教		1		
		兵大京都学		1		
	コミュニケーション	日本語（読解と表現）	2			
		英語	2			
		実用英語Ⅰ		2		
		実用英語Ⅱ		2		
		中国語（初級）		2		
		中国語（中級）		2		
		韓国語（初級）		2		
		韓国語（中級）		2		
		コンピュータ演習	2			
		コンピュータグラフィックスの基礎		2		
	国際理解	国際理解と宗教Ⅰ（キリスト教）		2		
		国際理解と宗教Ⅱ（イスラム教）		2		
		国際関係論		2		
		比較文化論		2		
	歴史と文化	歴史学		2		
		文学		2		
		色彩とデザイン		2		
	地域に学ぶ	地域文化論		2		
		建築デザインと地域		2		
		地域と文化財		2		
		地域資料を読む		2		
		日本の伝統文化「将棋」を学ぶ		2		
		ファシリテーション入門		2		

授業科目の 区分		授業科目の名称	単位数又は時間数			備考
			必修	選択	自由	
共通教育科目	現代社会を読み解く	哲学		2		
		日本国憲法		2		
		人権の歴史		2		
		政治学		2		
		社会学		2		
		経済学		2		
		現代社会の理解		2		
	自然と科学	生命倫理学		2		
		心理学		2		
		化学		2		
		生物学		2		
		身のまわりの科学		2		
		プログラミング入門		2		
	くらしと健康	食と健康		2		
		健康・スポーツ科学Ⅰ（講義）		2		
		健康・スポーツ科学Ⅱ（演習）		2		
		健康・スポーツ科学Ⅲ（演習）		2		
	キャリアデザイン	私のためのキャリア設計		2		
		ヒューマンサービスとマネジメント		2		
		入門ボランティア		2		

授業科目 の区分		授業科目の名称	単位数又は時間数			備考
			必修	選択	自由	
専 門 教 育 科 目	専 門 基 礎 科 目 群	基礎ゼミⅠ	2			20単位 以上
		基礎ゼミⅡ	2			
		生物基礎	2			
		健康科学序論	2			
		健康科学	2			
		健康統計の基礎	2			
		解剖学		2		
		生理学		2		
		微生物学		2		
		生化学		2		
		栄養学		2		
		食品学		2		
		衛生学		2		
		公衆衛生学		2		
		医学概論		2		
		生活習慣病（成人病）		2		
		健康心理学		2		
		臨床心理学		2		
		教育特論Ⅰ	2			
		教育特論Ⅱ	2			
		教育特論Ⅲ		2		
		地域活動演習		2		
		労働基準法		2		
		労働安全衛生法Ⅰ		2		
		労働安全衛生法Ⅱ		2		

授業科目 の区分		授業科目の名称	単位数又は時間数			備考
			必修	選択	自由	
専 門 教 育 科 目	I 群 （ ス ポ ー ツ ・ 体 育 に 関 連 す る 科 目 ）	体育原論 （体育原理・体育史を含む）		2		6単位 以上
		運動の基礎	2			
		運動生理学	2			
		運動生理学演習		2		
		運動栄養学		2		
		スポーツ栄養指導論		2		
		ジュニアスポーツⅠ		2		
		ジュニアスポーツⅡ		2		
		スポーツ指導法		2		
		運動障害と予防（バイオメ カニクスを含む）		2		
		スポーツ医学概論		2		
		スポーツ心理学		2		
		障害者スポーツ論		2		
		トレーニング科学Ⅰ		2		
		トレーニング科学Ⅱ		2		
		体力測定と評価	2			
		スポーツ実践演習		2		
		健康・体力づくり実践演習Ⅰ		2		
		健康・体力づくり実践演習Ⅱ		2		
		健康づくり運動 （エアロビクスダンス・水中運動）		1		
		陸上競技Ⅰ		1		
		球技Ⅰ		1		
		陸上競技Ⅱ		1		
		球技Ⅱ		1		
		武道Ⅰ		1		
		器械運動Ⅰ		1		
		武道Ⅱ		1		

授業科目 の区分		授業科目の名称	単位数又は時間数			備考
			必修	選択	自由	
専門 教育 科目	I 群 (スポーツ・ 体育に 関連する 科目)	ダンス／水泳Ⅰ		1		
		器械運動Ⅱ		1		
		ダンス／水泳Ⅱ		1		
		体育領域指導法Ⅰ		2		
		体育領域指導法Ⅱ		2		
		健康・体力づくり指導法		2		
		運動処方論		2		
		健康経営論		2		
		運動負荷試験実習		1		
		レクリエーション (野外活動を含む)		2		
	II 群 (養護・ 保健に 関連する 科目)	薬理学		2		6単位 以上
		発育発達概論	2			
		養護概説		2		
		養護教諭の職務と法制度		2		
		養護活動演習		2		
		養護活動実習		2		
		学校保健Ⅰ (小児保健・学校安全を含む)		2		
		学校保健Ⅱ		2		
		学校保健Ⅲ		2		
		環境保健学		1		
		精神保健		2		
		健康行動論		2		
		健康統計学		2		
		健康相談活動の理論と実践		2		
		基礎看護学		2		
		看護学Ⅰ		3		
		看護学Ⅱ		3		

授業科目 の区分		授業科目の名称	単位数又は時間数			備考
			必修	選択	自由	
専門 教育 科目	I 群 (看護・ 保健に 関連する 科目)	臨床看護実習		2		
		臨床看護実習事前事後指導		1		
		救急処置	2			
		卒業研究Ⅰ	3			
	卒業 研究	卒業研究Ⅱ	3			6単位
						卒業要件 124単位以 上

別表第4 看護学部 看護学科の授業科目及び単位数

授業科目の区分		授業科目の名称	単位数又は時間数			備考
			必修	選択	自由	
共通教育科目	建学の精神	宗教と人生	2			22単位以上
		仏教と現代社会		2		
		兵庫大学の学びと和		2		
		地域と仏教		1		
		兵大京都学		1		
	コミュニケーション	日本語（読解と表現）	2			
		英語	2			
		実用英語Ⅰ		2		
		実用英語Ⅱ		2		
		中国語（初級）		2		
		中国語（中級）		2		
		韓国語（初級）		2		
		韓国語（中級）		2		
		コンピュータ演習	2			
		コンピュータグラフィックスの基礎		2		
	国際理解	国際理解と宗教Ⅰ（キリスト教）		2		
		国際理解と宗教Ⅱ（イスラム教）		2		
		国際関係論		2		
		比較文化論		2		
	歴史と文化	歴史学		2		
		文学		2		
		色彩とデザイン		2		
	地域に学ぶ	地域文化論		2		
		建築デザインと地域		2		
		地域と文化財		2		
		地域資料を読む		2		
		日本の伝統文化「将棋」を学ぶ		2		
		ファシリテーション入門		2		

授業科目の区分		授業科目の名称	単位数又は時間数			備考
			必修	選択	自由	
共通教育科目	現代社会を読み解く	哲学		2		
		日本国憲法		2		
		人権の歴史		2		
		政治学		2		
		社会学		2		
		経済学		2		
		現代社会の理解		2		
	自然と科学	生命倫理学		2		
		心理学		2		
		化学		2		
		生物学		2		
		身のまわりの科学		2		
		プログラミング入門		2		
	くらしと健康	食と健康		2		
		健康・スポーツ科学Ⅰ（講義）		2		
		健康・スポーツ科学Ⅱ（演習）		2		
		健康・スポーツ科学Ⅲ（演習）		2		
	キャリアデザイン	私のためのキャリア設計		2		
		ヒューマンサービスとマネジメント		2		
		入門ボランティア		2		

授業科目 の区分		授業科目の名称	単位数又は時間数			備考
			必修	選択	自由	
専 門 基 礎 科 目 教 育 科 目	I 群 （健康支援と社会保障制度）	社会福祉論		2		必修 6単位
		家族関係論		2		
		精神保健		2		
		環境保健学		1		
		保健医療福祉行政論	2			
		公衆衛生学（疫学を含む）	2			
		保健統計学	2			
	II 群（人体の構造と機能）	生物基礎	2			必修 14単位
		化学基礎	2			
		形態機能論Ⅰ	2			
		形態機能論Ⅱ	2			
		栄養学（食品学を含む）	2			
		薬理学	2			
		免疫・微生物学	2			
	III 群（疾病の回復の促進）	臨床病理病態学Ⅰ（内科系）	2			必修 8単位
		臨床病理病態学Ⅱ（内科系）	2			
		臨床病理病態学Ⅲ（外科系）	2			
		臨床病理病態学Ⅳ（周産期・小児科系）	2			
	IV 群（基礎看護学）	看護学概論	2			必修 15単位
		看護理論	1			
		ヘルスアセスメント	1			
		看護技術論Ⅰ（生活援助技術）	2			
		看護技術論Ⅱ（診療補助技術）	2			
		看護技術論Ⅲ（看護過程）	1			
		基礎看護学実習Ⅰ	1			
		基礎看護学実習Ⅱ	2			
		総合看護	1			
		看護倫理	1			
		看護管理学	1			

授業科目 の区分		授業科目の名称	単位数又は時間数			備考
			必修	選択	自由	
専 門 教 育 科 目	V 群（成人・老年看護学）	成人看護学概論	2			必修 20単位
		成人看護援助論Ⅰ（急性期）	2			
		成人看護援助論Ⅱ（慢性期）□	2			
		成人看護学実習Ⅰ	3			
		成人看護学実習Ⅱ	3			
		老年看護学概論	2			
		老年看護援助論	2			
		老年看護学実習Ⅰ	2			
		老年看護学実習Ⅱ	2			
	VI 群（母性・小児看護学）	母性看護学概論	2			必修 12単位
		母性看護援助論	2			
		母性看護学実習	2			
		小児看護学概論	2			
		小児看護援助論	2			
	VII 群（精神・在宅・公衆衛生看護学）	小児看護学実習	2			必修 17単位
		精神看護学概論	2			
		精神看護援助論	2			
		精神看護学実習	2			
		在宅看護概論	2			
		在宅看護援助論	2			
		在宅看護実習	2			
		公衆衛生看護学概論	2			
		健康教育論	1			
		学校保健概論	1			
		災害看護学	1			

授業科目 の区分		授業科目の名称	単位数又は時間数			備考
			必修	選択	自由	
専門 教育 科目	統合 科目	VIII 群 (看護の統合と実践)	基礎ゼミ	2		必修 10単位
			看護研究Ⅰ	2		
			看護研究Ⅱ	2		
			リスクマネジメント論	1		
			国際看護学Ⅰ	1		
			国際看護学Ⅱ		1	
			看護の統合と実践実習	2		
	関連 科目	IX 群 (保健師関連)	疫学		2	卒業 要件 124 単位 以上
			公衆衛生看護学活動展開論		2	
			健康相談活動の理論と実践		2	
			産業保健論		1	
			公衆衛生看護学実習Ⅰ		1	
			公衆衛生看護学実習Ⅱ		4	
			公衆衛生看護学特論		1	
		(養護教諭 X 群 論関連)	学校保健活動論		2	
			学校保健演習		2	
			養護概説		2	

別表第5 生涯福祉学部 社会福祉学科の授業科目及び単位数

授業科目 の区分		授業科目の名称	単位数又は時間数			備考
			必修	選択	自由	
共通 教育 科目	建 学 の 精 神	宗教と人生	2			22単位 以上
		仏教と現代社会		2		
		兵庫大学の学びと和		2		
		地域と仏教		1		
		兵大京都学		1		
	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	日本語（読解と表現）	2			
		英語	2			
		実用英語Ⅰ		2		
		実用英語Ⅱ		2		
		中国語（初級）		2		
		中国語（中級）		2		
		韓国語（初級）		2		
		韓国語（中級）		2		
		コンピュータ演習	2			
		コンピュータグラフィックスの基礎		2		
	国 際 理 解	国際理解と宗教Ⅰ（キリスト教）		2		
		国際理解と宗教Ⅱ（イスラム教）		2		
		国際関係論		2		
		比較文化論		2		
	歴 史 と 文 化	歴史学		2		
		文学		2		
		色彩とデザイン		2		
	地 域 に 学 ぶ	地域文化論		2		
		建築デザインと地域		2		
		地域と文化財		2		
		地域資料を読む		2		
		日本の伝統文化「将棋」を学ぶ		2		
		ファシリテーション入門		2		

授業科目の 区分		授業科目の名称	単位数又は時間数			備考
			必修	選択	自由	
共 通 教 育 科 目	現 代 社 会 を 読 み 解 く	哲学		2		
		日本国憲法		2		
		人権の歴史		2		
		政治学		2		
		社会学		2		
		経済学		2		
		現代社会の理解		2		
	自 然 と 科 学	生命倫理学		2		
		心理学		2		
		化学		2		
		生物学		2		
		身のまわりの科学		2		
		プログラミング入門		2		
	く ら し と 健 康	食と健康		2		
		健康・スポーツ科学Ⅰ（講義）		2		
		健康・スポーツ科学Ⅱ（演習）		2		
		健康・スポーツ科学Ⅲ（演習）		2		
	キ ャ リ ア デ ザ イ ン	私のためのキャリア設計		2		
		ヒューマンサービスとマネジメント		2		
		入門ボランティア		2		

授業科目 の区分		授業科目の名称	単位数又は時間数			備考
			必修	選択	自由	
専門 教育 科目	専門 基礎 科目	医学概論	2			18単位 以上
		心理学と心理的支援	2			
		社会学と社会システム	2			
		ソーシャルワークの基盤と専門職	2			
		ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	2			
		介護概論		2		
		法学		2		
		行政法		2		
		生涯発達心理学		2		
		こころの基盤の理解		2		
		コミュニケーション論		2		
		社会心理学		2		
		態度の心理学		2		
		基礎ゼミナールⅠ	2			
		基礎ゼミナールⅡ	2			
		専門基礎ゼミナールⅠ	2			
		専門基礎ゼミナールⅡ	2			
	ソ ー シ ャ ー ル ワ ー ク 共 通 科 目	社会福祉の原理と政策Ⅰ	2			30単位 以上
		社会福祉の原理と政策Ⅱ	2			
		社会保障論Ⅰ	2			
		社会保障論Ⅱ	2			
		社会福祉調査の基礎		2		
		高齢者福祉		2		
		障害者福祉		2		
		児童・家庭福祉		2		
		地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2			
		地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2			
		保健医療と福祉		2		
		医療ソーシャルワーク論		2		
		社会福祉アドバンス実習		4		

授業科目 の区分		授業科目の名称	単位数又は時間数			備考
			必修	選択	自由	
専門 教育 科目	ソ ー シ ャ ー ル ワ ー ク 共 通 科 目	貧困に対する支援		2		4単位 以上
		権利擁護を支える法制度		2		
		ソーシャルワークの理論と方法	4			
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）	4			
		ソーシャルワーク演習	2			
		ソーシャルワーク演習（専門）A		4		
		ソーシャルワーク演習（専門）B		4		
		ソーシャルワーク実習指導Ⅰ		4		
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ		4		
		ソーシャルワーク実習指導Ⅲ		4		
		ソーシャルワーク実習Ⅰ		1		
		ソーシャルワーク実習Ⅱ		2		
		ソーシャルワーク実習Ⅲ		4		
		専門ゼミナールⅠ	2			
		専門ゼミナールⅡ	2			
		卒業演習	4			
	ソ ー シ ャ ー ル ワ ー ク 基 盤 科 目	刑事司法と福祉		2		4単位 以上
		福祉サービスの組織と経営		2		
		心理検査法		2		
		臨床心理学		2		
		統計学の基礎		2		
		加齢及び障害に関する理解		2		
		福祉住環境論		2		
		精神保健福祉制度論		2		
		精神医学と精神医療Ⅰ		2		
		精神医学と精神医療Ⅱ		2		
		現代の精神保健の課題と支援Ⅰ		2		
		現代の精神保健の課題と支援Ⅱ		2		
		精神保健福祉の原理Ⅰ		2		
		精神保健福祉の原理Ⅱ		2		

授業科目 の区分		授業科目の名称	単位数又は時間数			備考
			必修	選択	自由	
専 門 教 育 科 目	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 基 盤 科 目	メンタルヘルス・ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ		2		
		メンタルヘルス・ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ		2		
		精神障害リハビリテーション論		2		
		メンタルヘルス・ソーシャルワーク演習（専門）A		2		
		メンタルヘルス・ソーシャルワーク演習（専門）B		4		
		メンタルヘルス・ソーシャルワーク実習指導Ⅰ		2		
		メンタルヘルス・ソーシャルワーク実習指導Ⅱ		4		
		メンタルヘルス・ソーシャルワーク実習		4		
		スクール・ソーシャルワーク論		2		
		スクール・ソーシャルワーク演習		1		
		スクール・ソーシャルワーク実習指導		1		
		スクール・ソーシャルワーク実習		2		
	専 門 発 展 科 目	レクリエーションワーク		2		4単位 以上
		福祉レクリエーションⅠ		2		
		福祉レクリエーションⅡ		2		
		福祉レクリエーション演習ⅠA		2		
		福祉レクリエーション演習ⅠB		2		
		福祉レクリエーション演習Ⅱ		2		
		生活支援技術		2		
		病気の理解		2		
		ケアマネジメント論		2		
		在宅ケア論		2		
		教育心理学		2		卒業 要件 124単 位 以上
		国際福祉論		2		
		仏教と社会福祉		2		
		インターンシップ		4		

別表第6 教育学部 教育学科の授業科目及び単位数

授業科目の 区分		授業科目の名称	単位数又は時間数			備考
			必修	選択	自由	
共通教育科目	建学の精神	宗教と人生	2			20単位以上
		仏教と現代社会		2		
		兵庫大学の学びと和		2		
		地域と仏教		1		
		兵大京都学		1		
	コミュニケーション	日本語（読解と表現）	2			
		英語	2			
		実用英語Ⅰ		2		
		実用英語Ⅱ		2		
		中国語（初級）		2		
		中国語（中級）		2		
		韓国語（初級）		2		
		韓国語（中級）		2		
		コンピュータ演習	2			
		コンピュータグラフィックスの基礎		2		
	国際理解	国際理解と宗教Ⅰ（キリスト教）		2		
		国際理解と宗教Ⅱ（イスラム教）		2		
		国際関係論		2		
		比較文化論		2		
	歴史と文化	歴史学		2		
		文学		2		
		色彩とデザイン		2		
	地域に学ぶ	地域文化論		2		
		建築デザインと地域		2		
		地域と文化財		2		
		地域資料を読む		2		
		日本の伝統文化「将棋」を学ぶ		2		
		ファシリテーション入門		2		

授業科目の 区分		授業科目の名称	単位数又は時間数			備考
			必修	選択	自由	
共通教育科目	現代社会を読み解く	哲学		2		
		日本国憲法	2			
		人権の歴史		2		
		政治学		2		
		社会学		2		
		経済学		2		
		現代社会の理解		2		
	自然と科学	生命倫理学		2		
		心理学		2		
		化学		2		
		生物学		2		
		身のまわりの科学		2		
		プログラミング入門		2		
	くらしと健康	食と健康		2		
		健康・スポーツ科学Ⅰ（講義）	2			
		健康・スポーツ科学Ⅱ（実技）		1		
		健康・スポーツ科学Ⅲ（実技）		1		
	キャリアデザイン	私のためのキャリア設計		2		
		ヒューマンサービスとマネジメント		2		
		入門ボランティア		2		

授業科目 の区分			授業科目の名称	単位数又は時間数			備考		
				必修	選択	自由			
専 門 教 育 科 目	幼 児 教 育 ・ 保 育 実 践 科 目	教 育 ・ 保 育 実 践 科 目	こども家庭支援論		2				
			こども家庭支援の心理学		2				
			こどもの保健		2				
			こどもの食と栄養Ⅰ		1				
			こどもの食と栄養Ⅱ		1				
			乳児保育Ⅰ		2				
			乳児保育Ⅱ		1				
			こどもの健康と安全		1				
			特別支援教育Ⅰ		1				
			特別支援教育Ⅱ		1				
			社会的養護Ⅰ		2				
			社会的養護Ⅱ		1				
			子育て支援		1				
			青年心理学		2				
			初 等 教 科 内 容 科 目	初 等 教 科 内 容 科 目	初等国語科内容論			1	
					初等社会科内容論			1	
					初等算数科内容論			1	
					初等理科内容論			1	
					初等生活科内容論			1	
					初等音楽科内容論			1	
					初等図画工作科内容論			1	
					初等家庭科内容論			1	
					初等体育科内容論			1	
					初等英語科内容論			1	
	初 等 教 科 指 導 法 科 目	初 等 教 科 指 導 法 科 目	初等国語科教育法		2				
			初等社会科教育法		2				
			初等算数科教育法		2				
			初等理科教育法		2				
			初等生活科教育法		2				
初等音楽科教育法				2					

授業科目 の区分			授業科目の名称			単位数又は時間数			備考
						必修	選択	自由	
専 門 教 育 科 目	教育・ 保育 実践 科目	初等 教科 指導 法 科目	初等図画工作科教育法		2				
			初等家庭科教育法		2				
			初等体育科教育法		2				
			初等英語科教育法		2				
	教職 発展 科目	こども 支援 発 展 科目	個別教育計画概論		2				5単位 以上
			個別教育計画作成演習	1					
		学校・ 地域 教育 活動 発展 科目	ふれあい体験活動		1				
			インターンシップⅠ		1				
			インターンシップⅡ		1				
			防災とコミュニティ	2					
			子育て支援地域活動Ⅰ		1				
			子育て支援地域活動Ⅱ		1				
		I C T 活用 科目	学校教育におけるICT活用	2					
			情報社会と情報モラル教育		2				
			情報活用の実践Ⅰ		2				
			情報活用の実践Ⅱ（デジタル教科書の活用含む）		2				
			教育データの利活用		2				
		特別 支援 保育 発展 科目	発達障害児への支援		2				
			社会的スキルトレーニングの理論と実践		2				
			スクールソーシャルワーカー論		2				
			こども音楽療育論		2				
	教職・ 保育 キャリア 科目	教職 基礎 科目	教育の思想と原理	2					20単位 以上
			教育史		2				
			教育哲学		2				
			教職入門	2					
			教育制度論	2					
			教育社会学		2				
			教育心理学	2					
			発達心理学		2				
			特別支援教育の基礎		2				

授業科目 の区分			授業科目の名称			単位数又は時間数			備考
						必修	選択	自由	
専 門 教 育 科 目	教職 基礎 科目		教育課程論	2					
			学校組織マネジメント		2				
	教職 支援 科目		道徳教育論		2				
			総合的な学習の理論と実践		2				
			特別活動論		2				
			教育方法・技術論		2				
			教育におけるICT活用の理論と方法		2				
			生徒指導・進路・キャリア教育の理論及び方法		2				
			教育相談		2				
	教職・ 保育 キャリア 科目	教職 実践 科目	教職実践演習（小学校）		2				
			保育・教職実践演習		2				
			幼稚園教育実習		4				
			小学校教育実習		4				
			特別支援教育実習		2				
			幼稚園教育実習リフレクション		1				
			小学校教育実習リフレクション		1				
			特別支援教育実習リフレクション		1				
		保育 実習	保育実習指導Ⅰ（保育所）		1				
			保育実習Ⅰ（保育所）		2				
			保育実習指導Ⅰ（施設）		1				
			保育実習Ⅰ（施設）		2				
			保育実習指導Ⅱ		1				
			保育実習Ⅱ		2				
			保育実習指導Ⅲ		1				
			保育実習Ⅲ		2				
	特別 支援 教育 専門 科目		特別支援教育総論		2				
			知的障害児の心理・生理・病理		2				
			肢体不自由児の心理・生理・病理		2				
			病弱児の心理・生理・病理		2				
			知的障害児の教育課程と指導法		2				

授業科目 の区分		授業科目の名称	単位数又は時間数			備考
			必修	選択	自由	
専門 教育 科目	特別 支援 教育 専門 科目	肢体不自由児の教育課程と指導法		2		卒業要件 124単位 以上
		病弱児の教育課程と指導法		2		
		知的障害教育総論		2		
		肢体不自由教育総論		2		
		病弱教育総論		2		
		視覚障害教育総論		2		
		聴覚障害教育総論		2		
		重複・発達障害教育総論		2		
		心理検査法		2		

別表第7 教職に関する科目

(中学校及び高等学校教諭一種免許状)

授業科目の名称	単位数	
	必修	選択
教 育 原 理		2
教 職 概 論		2
教 育 制 度 論		2
教 育 心 理 学		2
特 別 支 援 教 育 論		2
教 育 課 程 論		2
道 徳 教 育 論		2
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		2
教 育 方 法 ・ 技 術 論		2
教育におけるICT活用の理論と方法		2
生 徒 指 導 論		2
教 育 相 談 (カウンセリングを含む。)		2
進 路 指 導 論		2
教 育 実 習 事 前 事 後 指 導		1
事 前 ・ 事 後 指 導		1
中 学 校 教 育 実 習 (事前・事後指導)		2
高 等 学 校 教 育 実 習 (事前・事後指導)		1
中 学 校 教 育 実 習		3
高 等 学 校 教 育 実 習		2
教 職 実 践 演 習 (中・高)		2
教 職 実 践 演 習 (高)		2
公 民 科 教 育 法		4
商 業 科 教 育 法		4
保 健 ・ 保 健 体 育 科 教 育 法 I (保健教育内容研究)		2
保 健 ・ 保 健 体 育 科 教 育 法 II (保健教育法研究)		2
保 健 科 教 育 法 I (保健科教育教材研究)		2
保 健 科 教 育 法 II (保健科教育法演習)		2
保 健 体 育 科 教 育 法 I (保健体育科教育研究)		2
保 健 体 育 科 教 育 法 II (保健体育科教育法研究)		2
福 祉 科 教 育 法		4

(養護教諭一種免許状及び栄養教諭一種免許状)

授業科目の名称	単位数	
	必修	選択
教 育 原 理		2
教 職 概 論		2
教 育 制 度 論		2
教 育 心 理 学		2
特 別 支 援 教 育 論		2
教 育 課 程 論		2
道 徳 教 育 の 理 論		1
特別活動・総合的な学習の時間		1
教 育 方 法 ・ 技 術 論		2
教育におけるICT活用の理論と方法		2
生 徒 指 導 論		2
教 育 相 談 (カウンセリングを含む。)		2
養護実習(事前・事後指導)		1
養 護 実 習		4
養護実習(事前事後指導を含む)		5
事 前 事 後 指 導		1
栄 養 教 育 実 習		1
教 職 実 践 演 習 (養護教諭)		2
教 職 実 践 演 習 (栄養教諭)		2

別表第9 在籍料別表第10 入学検定料、授業料[illegible]

兵庫大学教育学部履修規程

(目的)

第1条 この規程は、兵庫大学学則（以下「学則」という。）に基づき、兵庫大学教育学部（以下「本学部」という。）の授業科目、履修方法、試験、成績評価、卒業の資格等について必要な事項を定めることを目的とする。

(授業科目)

第2条 学則第19条別表第6に掲げる授業科目を分けて、共通教育科目及び専門教育科目とする。

(必修科目、選択科目)

第3条 授業科目を卒業要件上、次のとおり分ける。

- (1) 必修科目：必ず履修しなければならない科目
- (2) 選択科目：指定された科目の中から、所定の科目数又は単位数により選択し、履修しなければならない科目

(単位の計算方法)

第3条の2 授業科目の単位の計算方法は、学則第21条に規定するところによる。ただし、1単位の授業時間が講義・演習30時間、実験・実習又は実技40時間又は45時間の授業科目については別表1のとおりとする。

(履修登録)

第4条 学生は履修しようとする授業科目について学期初めの指定期日までに履修登録届を提出しなければならない。

2 学生が履修登録できる単位数は、次のとおりとする。

学科	単位数（年間）	学期の上限
教育学科	48	24

3 履修登録を行わなかった授業科目については、単位認定の対象としない。

4 各学期において、履修登録者数が5人以下の授業科目は原則として不開講とする。

5 前項の不開講とする科目には、次の科目は対象としない。

- (1) 必修科目
- (2) 資格・免許に関する科目
- (3) 再履修者のみを対象としている科目

6 その他、履修登録について必要なことは別に定める。

(保育実習の履修要件)

第5条 「保育実習指導Ⅰ（保育所）」「保育実習Ⅰ（保育所）」「保育実習指導Ⅰ（施設）」「保育実習Ⅰ（施設）」「保育実習指導Ⅱ」「保育実習Ⅱ」「保育実習指導Ⅲ」「保育実習Ⅲ」を履修登録するためには、履修登録時までにそれぞれ別表2に指定する科目を修得していなければならない。

(再履修)

第6条 学生は、不合格と評価された授業科目を修得するために、その科目を再履修することができる。

2 試験の結果、可以上の評価を得た授業科目については、再履修することができない。

(試験の種類)

第7条 本学部で行う試験は次のとおりとする。

- (1) 定期試験
- (2) 追試験
- (3) 再試験

(試験の受験資格)

第8条 次の各号の一に該当する場合は、当該各号の授業科目について試験を受けることができない。

- (1) 試験を受けようとする授業科目をその学期において履修登録していないときその授業科目
- (2) 定められた期日までに授業料等の学納金等を完納していないとき全授業科目
- (3) 授業の出席回数が、当該授業科目の定められた授業実施回数の三分の二に満たないときその授業科目。ただし、学外実習科目については別に定める。

(定期試験)

第9条 定期試験は、学期末にその履修した授業科目について筆答、論文、実技等の方法で行う。

- 2 前項の試験は、その授業のある学期中に随時行う考査等をもって代えることができる。
- 3 定期試験の判定は100点満点とする。
- 4 その他、定期試験について必要なことは別に定める。

(追試験)

第10条 学生は、病気その他やむを得ない理由により定期試験を受験することができなかった場合、追試験を受験することができる。

- 2 追試験を希望する者は、あらかじめ試験開始日までにその旨を教務課へ届けなければならない。
- 3 学部長は、前項の者が追試験願を提出し妥当と認めたときは、追試験を行う。
- 4 追試験は、一回のみ行う。
- 5 追試験の判定は定期試験に準ずる。
- 6 その他、追試験について必要なことは別に定める。

(再試験)

第11条 学生は、定期試験等を受験し、不可と評価された履修登録科目について、再試験を受験することができる。ただし、受験できる科目は学科専門教育科目の講義科目又は演習科目とし、受験できる科目数はⅠ期、Ⅱ期を通じて最大四科目とする。

- 2 再試験を希望する者は、所定の受験料を添えて、所定の期日にその旨を教務課に届けなければならない。
- 3 教務委員長は、前項の者が再試験願いを提出し妥当と認めたときは、再試験を行う。
- 4 再試験は一科目につき一回のみ行う。
- 5 再試験の成績評価は可又は不可の評価をもってする。

6 その他再試験について必要なことは別に定める。

(不正行為)

第 12 条 受験中に不正行為を行った者に対しては、試験室からの退室及び教務課への出頭を命じ、当該科目の受験を無効とする。

(成績評価)

第 13 条 成績の判定は点数で、成績通知は秀、優、良、可、不可の評価をもってする。

2 成績評価は次の基準によるものとし、可以上をもって合格とする。

- (1) 秀 90 点～100 点
- (2) 優 80 点～ 89 点
- (3) 良 70 点～ 79 点
- (4) 可 60 点～ 69 点
- (5) 不可 60 点未満

3 前項の規定にかかわらず、第 8 条第 3 号に規定する当該授業科目の成績評価は「欠格」とする。

(GPA)

第 14 条 各学期毎に、学修成果を総合的に判断する指標として GPA (Grade Point Average) を算出する。GPA は以下の計算式によって算出する。

$$GPA = \frac{[(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得たグレードポイント})] \text{ の総和}}{(\text{履修登録した単位数}) \text{ の総和}}$$

(小数点第 3 位以下切り捨て)

2 前項の算出については、卒業要件に関する科目を対象とする。

3 成績評価に対するグレードポイントは、次のとおりとする。

成績評価	グレードポイント
秀	4.0
優	3.0
良	2.0
可	1.0
不可	0.0

(単位の授与)

第 15 条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(進級要件)

第 16 条 3 年次に進級するためには、2 年次終了までに次の各号のいずれかを充足していなければならない。

- (1) 卒業要件の対象となる科目について、50 単位以上を修得し、かつ第 14 条に定める GPA の累積が 2.0 以上
- (2) 卒業要件の対象となる科目について、62 単位以上修得

(卒業要件)

第 17 条 所定の期間在学し、以下の全ての要件を満たす者に卒業を認定し、学士の学位を授与する。

- (1) 別表 3 に定める授業科目群から 124 単位以上を修得した者
 - (2) 幼稚園教諭又は小学校教諭の免許状を卒業時に取得見込みである者
- (規程の改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、教務委員会及び教授会に諮り、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

(雑則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は学部長が定める。

別表 1 (第 3 条の 2 関係)

学科	授業形態	1 単位の授業時間	授業科目
教育学科	演習	30 時間	「こどもと健康」 「こどもと人間関係」 「こどもと環境」 「こどもと言葉」 「こどもと表現」 「こどもとサイエンス (こどもと科学遊び)」 「保育内容総論」 「音楽Ⅰ」 「音楽Ⅱ」 「総合表現教育Ⅰ」 「総合表現教育Ⅱ」 「幼児理解」 「こどもの食と栄養Ⅰ」 「こどもの食と栄養Ⅱ」 「乳児保育Ⅱ」 「こどもの健康と安全」 「特別支援教育Ⅰ」 「特別支援教育Ⅱ」 「社会的養護Ⅱ」 「子育て支援」 「個別教育計画作成演習」 「子育て支援地域活動Ⅰ」 「子育て支援地域活動Ⅱ」 「幼稚園教育実習リフレクション」 「小学校教育実習リフレクション」 「特別支援教育実習リフレクション」 「保育実習指導Ⅰ(保育所)」 「保育実習指導Ⅰ(施設)」 「保育実習指導Ⅱ」 「保育実習指導Ⅲ」
	実習	40 時間	「ふれあい体験活動」 「インターンシップⅠ」 「インターンシップⅡ」 「幼稚園教育実習」 「小学校教育実習」 「特別支援教育実習」 「保育実習Ⅰ(保育所)」 「保育実習Ⅰ(施設)」

			「保育実習Ⅱ」 「保育実習Ⅲ」
--	--	--	--------------------

別表 2（第 5 条関係）

授業科目	指 定 す る 科 目 名
保育実習指導Ⅰ（保育所） 保育実習Ⅰ（保育所） 保育実習指導Ⅰ（施設） 保育実習Ⅰ（施設）	次の①と②の要件をいずれも満たすこと。 ①以下の 5 科目のうち 3 科目以上 「こどもと健康」「こどもと人間関係」「こどもと環境」 「こどもと言葉」「こどもと表現」 ② 以下の 5 科目のうち 3 科目以上 「保育原理」「社会福祉」「こどもの保健」 「乳所保育Ⅰ」「発達心理学」
保育実習指導Ⅱ 保育実習Ⅱ	「保育実習Ⅰ（保育所）」「保育実習Ⅰ（施設）」
保育実習指導Ⅲ 保育実習Ⅲ	「保育実習Ⅰ（保育所）」「保育実習Ⅰ（施設）」

別表 3（第 17 条関係）

授業科目群	共通教育科目		20 単位以上	20 単位以上
	専門教育科目	ゼミナール科目	16 単位	92 単位以上
		教育・保育実践科目	20 単位以上	
		教職発展科目	5 単位以上	
		教職・保育キャリア科目	20 単位以上	
		特別支援教育科目	—	
上記の授業科目群のいずれかから 12 単位以上				12 単位以上
合計 124 単位以上				124 単位以上

兵庫大学教職課程の履修等に関する規程

〔平成 13 年 4 月 1 日制定〕
兵 大 程 第 58 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫大学学則第 32 条の 2 の規程に定める教育職員免許状（以下「免許状」という。）の所要資格を得させるために必要な大学の課程（以下「教職課程」という。）の履修等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教職課程の最低修得単位数等)

第 2 条 本学において免許状取得のために必要とする基礎資格及び最低修得単位数は、別表第 1 のとおりとする。

2 教職課程の授業科目及び単位数は、別表第 2、別表第 3 及び別表第 4、別表第 5 のとおりとする。

(履修方法)

第 3 条 教職課程を履修しようとする者は、所定の期日までに教職課程科目の履修登録届を教務課に提出しなければならない。

(教育実習・養護実習・栄養教育実習)

第 4 条 教育実習、養護実習又は栄養教育実習（以下「実習」という。）を受講しようとする者は、別に定める受講資格を満たしていなければならない。

2 実習を受講しようとする者は、所定の期日までに実習に必要な書類を教務課に提出しなければならない。

3 実習の運営及びその評価は、兵庫大学教職課程委員会（以下「教職課程委員会」という。）で行う。

(指導及び助言)

第 5 条 教職課程の科目履修及び単位修得、実習の受講、免許状の交付申請等教職一般に関する指導及び助言は、教職課程委員会及び教務課が行う。

(事務)

第 6 条 教職課程に関する事務は、教務課が行う。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、教職課程の履修に関し必要な事項については、別に定める。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、教職課程委員会及び教授会に諮り、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第2条関係) 免許状取得のために必要とする基礎資格及び最低修得単位数

免許状 の種類 (教科)	基礎資格	免許状取得に必要な最低修得単位数				
		教育職員免許法施行規則第66条の6				教育職員免許法第5条
		日本国憲法	体 育	外国語 コミュニケーション	情報機器 の操作	教科及び教職に関する科目
高等学校教諭 一種免許状 (公民) (商業) (保健体育) (保健) (福祉) 中学校教諭 一種免許状 (保健体育) (保健)	学士の学位 を有すること	2	2	2	2	高 59 中 59

免許状 の種類	基礎資格	免許状取得に必要な最低修得単位数				
		教育職員免許法施行規則第66条の6				教育職員免許法第5条
		日本国憲法	体 育	外国語 コミュニケーション	情報機器 の操作	教科及び教職に関する科目
小学校教諭 一種免許状	学士の学位 を有すること	2	2	2	2	59

免許状 の種類	基礎資格	免許状取得に必要な最低修得単位数				
		教育職員免許法施行規則第66条の6				教育職員免許法第5条
		日本国憲法	体 育	外国語 コミュニケーション	情報機器 の操作	教科及び教職に関する科目
幼稚園教諭 一種免許状	学士の学位 を有すること	2	2	2	2	51

免許状の種類	基礎資格	免許状取得に必要な最低修得単位数				
		教育職員免許法施行規則第66条の6				教育職員免許法第5条
		日本国憲法	体 育	外国語 コミュニケーション	情報機器 の操作	養護及び教職に関する科目
養護教諭 一種免許状	学士の学位 を有すること	2	2	2	2	56

免許状の種類	基礎資格	免許状取得に必要な最低修得単位数				
		教育職員免許法施行規則第66条の6				教育職員免許法第5条
		日本国憲法	体 育	外国語 コミュニケーション	情報機器 の操作	栄養に係る教育及び教職 に関する科目
栄養教諭 一種免許状	学士の学位を 有すること、かつ、 栄養士法第2条第3項の 規定により管理栄養士 の免許を受けていること 又は同法第5条の3第4号 の規定により指定され た管理栄養士養成施設 の課程を修了し、同法 第2条第1項の規定に より栄養士の免許を 受けていること	2	2	2	2	22

別表第2(第2条関係) 免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許状の種類	免許法施行規則の定める科目及び単位数		本 学 開 設 授 業 科 目					
	科 目	最低修得単位数	授 業 科 目	単位数	必修・選択区分			備考
					卒業		免許	
					必修	選択	必修	
中 高 養 栄 学 等 護 養 校 学 教 教 教 校 諭 諭 諭 教 一 一 一 諭 種 種 種 一 免 免 免 種 許 許 許 種 状 状 状 許 状 状	日本国憲法	2	日本国憲法	2		○	○	
	体育	2	健康・スポーツ科学Ⅰ(講義)	2		○	○	
			健康・スポーツ科学Ⅱ(演習)	2		○	○	1科目選択必修
			健康・スポーツ科学Ⅲ(演習)	2		○		
	外国語コミュニケーション	2	英語	2	○		○	
	情報機器の操作	2	コンピュータ演習	2	○		○	

免許状の種類	免許法施行規則の定める科目及び単位数		本 学 開 設 授 業 科 目					
	科 目	最低修得単位数	授 業 科 目	単位数	必修・選択区分			備考
					卒業		免許	
					必修	選択	必修	
小 幼 学 稚 校 園 教 教 諭 諭 一 一 種 種 免 免 許 許 状 状	日本国憲法	2	日本国憲法	2		○	○	
	体育	2	健康・スポーツ科学Ⅰ(講義)	2		○	○	
			健康・スポーツ科学Ⅱ(実技)	1		○	○	1科目選択必修
			健康・スポーツ科学Ⅲ(実技)	1		○		
	外国語コミュニケーション	2	英語	2	○		○	
	情報機器の操作	2	コンピュータ演習	2	○		○	

別表第3(第2条関係) 教科、養護及び栄養に係る教育に関する科目

〔教科及び教科の指導法に関する科目〕

免許状 の種類 (教科)	免許法施行規則の 定める科目及び単位数		本 学 開 設 授 業 科 目					
高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (公 民)	科 目 区 分	最低修得 単位数	授 業 科 目	単位数	必修・選択区分			備 考
					卒業		免許	
					必修	選択	必修	
	「法律学(国際法を含む。)、 政治学(国際政治を含む。)」	24	現代社会と法	2		○	○	
	「社会学、経済学(国際 経済を含む。)」		経済学入門	2	○		○	
			グローバル経済事情	2		○		
			マクロ経済Ⅰ	2		○	○	
			マクロ経済Ⅱ	2		○		
			ミクロ経済Ⅰ	2		○	○	
			ミクロ経済Ⅱ	2		○		
			産業と企業の経済学	2		○		
			競争政策	2		○		
			国際金融	2		○		
			財政Ⅰ	2		○		
			財政Ⅱ	2		○		
			経済政策	2		○		
			地域政策	2		○		
			観光学入門	2		○		
			食と地域	2		○		
			社会政策	2		○		
「哲学、倫理学、宗教学、 心理学」	宗教と人生		2	○		○		
各教科の指導法(情報機器及 び教材の活用を含む。)	公民科教育法	4			○			
合 計	24	合 計	40	4	32	14	(注)最低修得単位数を超えて修得した単位数については「大学が独自に設定する科目」の修得単位数に充当する。	

〔教科及び教科の指導法に関する科目〕

免許状 の種類 (教科)	免許法施行規則の 定める科目及び単位数		本 学 開 設 授 業 科 目					
	科 目 区 分	最低修得 単位数	授 業 科 目	単位数	必修・選択区分			備 考
					卒業		免許	
					必修	選択	必修	
高等学校教諭一種免許状（商業）	商業の関係科目	24	現代ビジネスの実際	2		○	○	
			経済学	2		○	○	
			経営学	2		○	○	
			金融	2		○		
			マーケティング	2		○		
			経営戦略Ⅰ	2		○		
			経営戦略Ⅱ	2		○		
			経営管理	2		○		
			簿記論	2		○		
			財務会計	2		○		
			グローバルビジネス実務	2		○		
			グローバル英語Ⅰ	2		○		
			グローバル英語ⅡB	2		○		
			コンピュータシステム	2		○		
			情報システムⅠ	2		○		
			情報システムⅡ	2		○		
			情報ネットワーク	2		○		
			プログラミング演習Ⅰ	2		○		
	職業指導	24	職業指導	2		○	○	
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		商業科教育法	4			○	
	合 計	24	合 計	42	-	38	12	(注)最低修得単位数を超えて修得した単位数については「大学が独自に設定する科目」の修得単位に充当する。

〔教科及び教科の指導法に関する科目〕

免許状 の種類 (教科)	免許法施行規則の 定める科目及び単位数		本 学 開 設 授 業 科 目					
	科 目 区 分	最低修得 単位数	授 業 科 目	単位数	必修・選択区分			備 考
					卒業		免許	
					必修	選択	必修	
	中 高 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (保 健 体 育)	体 育 実 技	中28 高24	スポーツ実践演習	2		○	○
健康・体力づくり実践演習Ⅰ				2		○	○	
健康・体力づくり実践演習Ⅱ				2		○		
レクリエーション (野外活動を含む)				2		○	○	
陸上競技Ⅰ				1		○	○	
陸上競技Ⅱ				1		○	○	
球技Ⅰ				1		○	○	
球技Ⅱ				1		○	○	
武道Ⅰ				1		○	○	
武道Ⅱ				1		○	○	
器械運動Ⅰ				1		○	○	
器械運動Ⅱ				1		○	○	
ダンス／水泳Ⅰ				1		○	○	
ダンス／水泳Ⅱ				1		○	○	
「体育原理、体育心理学、 体育経営管理学、体育社 会学、体育史」・運動学 (運動方法学を含む。)		体育原論 (体育原理・体育史を含む)		2		○	○	
		運動の基礎		2	○		○	(運動学)
		ジュニアスポーツⅠ		2		○		
		ジュニアスポーツⅡ		2		○		
		スポーツ心理学		2		○		
		体育領域指導法Ⅰ		2		○	○	(運動方法学を含む)
		体育領域指導法Ⅱ		2		○	○	
		生理学(運動生理学を 含む。)		生理学	2		○	○
運動生理学				2	○		○	
運動栄養学				2		○	○	
体力測定と評価				2	○			
衛生学・公衆衛生学				衛生学	2		○	○
		公衆衛生学		2		○	○	
		健康統計学		2		○		

免許状の種類 (教科)	免許法施行規則の定める科目及び単位数		本学開設授業科目					
	科目区分	最低修得単位数	授業科目	単位数	必修・選択区分			備考
					卒業		免許	
					必修	選択	必修	
中高等学校教諭一種免許状（保健体育）	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）		発育発達概論	2	○		○	
			学校保健Ⅰ（小児保健・学校安全を含む）	2		○	○	
			学校保健Ⅱ	2		○	○	
			学校保健Ⅲ	2		○	○	
			精神保健	2		○	○	
			健康行動論	2		○	○	
			救急処置	2	○		○	
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		保健・保健体育科教育法Ⅰ（保健教育内容研究）	2			○	
			保健・保健体育科教育法Ⅱ（保健教育法研究）	2			○	
			保健体育科教育法Ⅰ（保健体育科教育研究）	2			○	
			保健体育科教育法Ⅱ（保健体育科教育法研究）	2			○	
	合 計	中28 高24	合 計	68	10	50	56	(注)「最低修得単位数を超えて修得した単位数については「大学が独自に設定する科目」の修得単位に充当する。

〔教科及び教科の指導法に関する科目〕

免許状 の種類 (教科)	免許法施行規則の 定める科目及び単位数		本 学 開 設 授 業 科 目						
中 高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (保 健)	科 目 区 分	最低修得 単位数	授 業 科 目	単位数	必修・選択区分			備 考	
					卒業		免許		
					必修	選択	必修		
中 高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (保 健)	中一種免 生理学・栄養学	中28 高24	生理学	2		○	○		
			運動生理学	2	○		○		
			高一種免 「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」	栄養学	2		○	○	
				微生物学	2		○	○	高一種免
				解剖学	2		○	○	高一種免
	衛生学・公衆衛生学			衛生学	2		○	○	
				公衆衛生学	2		○	○	
			健康統計学	2		○			
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)		発育発達概論	2	○		○		
			学校保健Ⅰ (小児保健・学校安全を含む)	2		○	○		
			学校保健Ⅱ	2		○	○		
			学校保健Ⅲ	2		○	○		
			精神保健	2		○	○		
			健康行動論	2		○	○		
			救急処置	2	○		○		
			各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	保健・保健体育科教育法Ⅰ (保健教育内容研究)	2			○	
	保健・保健体育科教育法Ⅱ (保健教育法研究)			2			○		
	保健科教育法Ⅰ (保健科教育教材研究)			2			○		
	保健科教育法Ⅱ (保健科教育法演習)			2			○		
	合 計		中28 高24	合 計	38	6	24	36	(注)最低修得単位数を超えて修得した単位数については「大学が独自に設定する科目」の修得単位に充当する。

〔教科及び教科の指導法に関する科目〕

免許状 の種類 (教科)	免許法施行規則の 定める科目及び単位数		本 学 開 設 授 業 科 目					
	科 目 区 分	最低修得 単位数	授 業 科 目	単位数	必修・選択区分			備 考
					卒業		免許	
					必修	選択	必修	
高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (福 祉)	社会福祉学 (職業指導を含む。)	24	社会福祉の原理と政策Ⅰ	2	○		○	
	社会福祉の原理と政策Ⅱ		2	○		○		
	高齢者福祉・児童福祉 ・障害者福祉		高齢者福祉	2		○	○	
			児童・家庭福祉	2		○	○	
			障害者福祉	2		○	○	
	社会福祉援助技術		ソーシャルワークの理論と方法	4	○		○	
			ソーシャルワークの理論と方法(専門)	4	○		○	
			ソーシャルワーク演習	2	○		○	
	介護理論・介護技術		介護概論	2		○	○	
			生活支援技術	2		○	○	
			在宅ケア論	2		○		
			ソーシャルワーク演習(専門)Ⅰ	4		○	○	
	社会福祉総合実習 (社会福祉援助実習及び 社会福祉施設等における 介護実習を含む。)		ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	4		○	○	
			ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	4		○	○	
			ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	4		○	○	
			ソーシャルワーク実習Ⅲ	4		○	○	
	人体構造に関する理解・ 日常生活行動に関する理解		医学概論	2	○		○	
	加齢に関する理解・障害に 関する理解		加齢及び障害に関する理解	2		○	○	
	各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)		福祉科教育法	4			○	
	合 計		24	合 計	54	16	34	52

〔教科及び教科の指導法に関する科目〕

免許状 の種類 (教科)	免許法施行規則の 定める科目及び単位数		本 学 開 設 授 業 科 目						
	科 目 区 分	最低修得 単位数	授 業 科 目	単位数	必修・選択区分			備 考	
					卒 業		免 許		
					必修	選択	必修		
小 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	国語(書写を含む。)		初等国語科内容論	1		○	○	書写を含む	
	社会		初等社会科内容論	1		○	○		
	算数		初等算数科内容論	1		○	○		
	理科		初等理科内容論	1		○	○		
	生活		初等生活科内容論	1		○	○		
	音楽		初等音楽科内容論	1		○	○		
	図画工作		初等図画工作科内容論	1		○	○		
	家庭		初等家庭科内容論	1		○	○		
	体育		初等体育科内容論	1		○	○		
	外国語		初等英語科内容論	1		○	○		
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	国語(書写を含む。)		初等国語科教育法	2		○	○	
		社会		初等社会科教育法	2		○	○	
		算数		初等算数科教育法	2		○	○	
		理科		初等理科教育法	2		○	○	
		生活		初等生活科教育法	2		○	○	
		音楽		初等音楽科教育法	2		○	○	
		図画工作		初等図画工作科教育法	2		○	○	
		家庭		初等家庭科教育法	2		○	○	
		体育		初等体育科教育法	2		○	○	
		外国語		初等英語科教育法	2		○	○	
		合 計	30		30	0	30	30	(注)最低修得単 位数を超えて修 得した単位数に ついては「大学が 独自に設定する 科目」の修得単 位に充当する。

〔領域及び保育内容の指導法に関する科目〕

免許状の種類 (教科)	免許法施行規則の定める科目及び単位数		本 学 開 設 授 業 科 目					
幼稚園教諭一種免許状	科 目 区 分	最低修得 単位数	授 業 科 目	単位数	必修・選択区分			備 考
					卒業		免許	
					必修	選択	必修	
	健康	16	こどもと健康	1		○	○	
	人間関係		こどもと人間関係	1		○	○	
	環境		こどもと環境	1		○	○	
	言葉		こどもと言葉	1		○	○	
	表現		こどもと表現	1		○	○	
	領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目		こどもとサイエンス(こどもと科学遊び)	1		○		
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		保育内容総論	1		○	○	
			保育内容「健康」の指導法	2		○	○	
			保育内容「人間関係」の指導法	2		○	○	
			保育内容「環境」の指導法	2		○	○	
保育内容「言葉」の指導法		2		○	○			
		保育内容「表現」の指導法	2		○	○		
合 計	16	合 計	17	0	17	16	(注)最低修得単位数を超えて修得した単位数については「大学が独自に設定する科目」の修得単位に充当する。	

〔特別支援教育に関する科目〕

免許状の種類 (教科)	免許法施行規則の定める科目及び単位数		本 学 開 設 授 業 科 目						
特別支援学校教諭一種免許状	科 目 区 分		最低修得単位数	授 業 科 目	単位数	必修・選択区分			備考
						卒業		免許	
						必修	選択	必修	
	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	特別支援教育総論	2		○	○	
	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	知的障害児の心理・生理・病理	2		○	○	
				肢体不自由児の心理・生理・病理	2		○	○	
				病弱児の心理・生理・病理	2		○	○	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		知的障害児の教育課程と指導法	2		○	○	
				肢体不自由児の教育課程と指導法	2		○	○	
				病弱児の教育課程と指導法	2		○	○	
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		知的障害教育総論		2		○	○		
		肢体不自由教育総論		2		○	○		
		病弱教育総論		2		○	○		
心理検査法	2		○	○					
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5							
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目								
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		視覚障害教育総論	2		○	○	重複、言語、情緒、LD・ADHDを含む	
			聴覚障害教育総論	2		○	○		
			重複・発達障害教育総論	2		○	○		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒について教育実習		3	特別支援教育実習リフレクション	1		○	○	事前・事後指導を含む
特別支援教育実習		2			○	○			
合 計		26	合 計	31	0	31	31	(注)最低修得単位数を超えて修得した単位数については「大学が独自に設定する科目」の修得単位に充当する。	

免許状 の種類	免許法施行規則の 定める科目及び単位数		本 学 開 設 授 業 科 目					
養護教諭一 種免許状	科 目 区 分	最低修得 単位数	授 業 科 目	単位数	必修・選択区分			備考
					卒業		免許	
					必修	選択	必修	
	衛生学・公衆衛生学 (予防医学を含む。)	4	衛生学	2		○	○	
			医学概論	2		○	○	
			環境保健学	1		○	○	
	学 校 保 健	2	発育発達概論	2	○		○	
			学校保健Ⅰ (小児保健・学校安全を含む)	2		○	○	
			学校保健Ⅱ	2		○	○	
			学校保健Ⅲ	2		○	○	
	養 護 概 説	2	養護概説	2		○	○	
			養護教諭の職務と法制度	2		○	○	
			養護活動演習	2		○	○	
			養護活動実習	2		○	○	
	健康相談活動の理論・ 健康相談活動の方法	2	健康相談活動の理論と実践	2		○	○	
	栄養学(食品学を含む。)	2	栄養学	2		○	○	
			食品学	2		○	○	
	解剖学・生理学	2	解剖学	2		○	○	
			生理学	2		○	○	
	「微生物学、免疫学、 薬理概論」	2	微生物学	2		○	○	
			薬理学	2		○	○	
	精 神 保 健	2	精神保健	2		○	○	
	看護学(臨床実習及び 救急処置を含む。)	10	基礎看護学	2		○	○	
			看護学Ⅰ	3		○	○	
			看護学Ⅱ	3		○	○	
臨床看護実習			2		○	○		
救急処置			2	○		○		
合 計	28	合 計	49	4	45	49	(注)最低修得単位数 を超えて修得した単 位数については「大学 が独自に設定する科 目」の修得単位に充 当する。	

免許状 の種類	免許法施行規則の 定める科目及び単位数		本 学 開 設 授 業 科 目					
	科 目 区 分	最低修得 単位数	授 業 科 目	単位数	必修・選択区分			備 考
					卒業		免許	
					必修	選択	必修	
養 護 教 諭 一 種 免 許 状	衛生学・公衆衛生学 (予防医学を含む。)	4	環境保健学	1		○	○	
			公衆衛生学(疫学を含む)	2	○		○	
			保健統計学	2	○		○	
	学 校 保 健	2	学校保健概論	2		○	○	
			学校保健	2		○	○	
			養護活動演習	2		○	○	
	養 護 概 説	2	養護概説	2		○	○	
	健康相談活動の理論・ 健康相談活動の方法	2	健康相談活動の理論と実践	2		○	○	
	栄養学(食品学を含む。)	2	栄養学	2	○		○	
	解剖学・生理学	2	形態機能論Ⅰ	2	○		○	
			形態機能論Ⅱ	2	○		○	
	「微生物学、免疫学、 薬理概論」	2	免疫・微生物学	2	○		○	
			薬理学	2	○		○	
	精 神 保 健	2	精神保健	2		○	○	
			精神看護学概論	2	○		○	
			精神看護援助論	2	○		○	
	看護学(臨床実習及び 救急処置を含む。)	10	看護学概論	2	○		○	
			看護理論	1	○		○	
			ヘルスアセスメント	1	○		○	
			看護技術論Ⅰ(生活援助技術)	2	○		○	
			看護技術論Ⅱ(診療補助技術)	2	○		○	
			基礎看護学実習Ⅰ	1	○		○	
			基礎看護学実習Ⅱ	2	○		○	
			成人看護学概論	2	○		○	
			成人看護援助論Ⅰ(急性期)	2	○		○	
			成人看護援助論Ⅱ(慢性期)	2	○		○	
			母性看護学概論	2	○		○	
			母性看護援助論	2	○		○	
			小児看護学概論	2	○		○	
			小児看護援助論	2	○		○	
			小児看護学実習	2	○		○	
			精神看護学実習	2	○		○	
	合 計	28	合 計	60	47	13	60	(注)最低修得単位数を超えて修得した単位数については「大学が独自に設定する科目」の修得単位数に充当する。

〔栄養に係る教育に関する科目〕

免許状 の種類	免許法施行規則の 定める科目及び単位数		本 学 開 設 授 業 科 目					
栄 養 教 諭 一 種 免 許 状	科目に含める必要事項	最低修得 単位数	授 業 科 目	単位数	必修・選択区分			備考
					卒業		免許	
					必修	選択	必修	
	栄養教諭の役割及び職務内容 に関する事項	4	学校栄養教育論Ⅰ	2		○	○	
	幼児、児童及び生徒の栄養に 係る課題に関する事項							
	食生活に関する歴史的及び 文化的事項							
食に関する指導の方法に 関する事項	学校栄養教育論Ⅱ		2		○	○		
合 計	4	合 計	4	-	4	4		

別表第4(第2条関係) 教科又は教職及び養護又は教職に関する科目

〔大学が独自に設定する科目〕

免許状の種類	免許法施行規則の定める科目及び単位数		本 学 開 設 授 業 科 目					
	科 目 区 分	最低修得単位数	授 業 科 目	単位数	必修・選択区分			備考
					卒業		免許	
					必修	選択	必修	
中高等学校教諭一種免許状	大学が独自に設定する科目	中4 高12	「教科及び教科の指導法に関する科目」及び 「教育の基礎的理解に関する科目等」 の備考欄(注)参照					

免許状の種類	免許法施行規則の定める科目及び単位数		本学開設授業科目				
	科目区分	最低修得単位数	授業科目	単位数	必修・選択区分		
					卒業		免許
					必修	選択	必修
小学校教諭一種免許状	大学が独自に設定する科目	2	音楽Ⅰ	1		○	○
			個別教育計画作成演習	1	○		
			ふれあい体験活動	1		○	
			インターンシップⅠ	1		○	
			インターンシップⅡ	1		○	
			学校教育におけるICT活用	2	○		
			情報活用の実践Ⅰ	2		○	
			情報活用の実践Ⅱ (デジタル教科書の活用を含む)	2		○	
			学校組織マネジメント	2		○	

免許状の種類	免許法施行規則の定める科目及び単位数		本学開設授業科目				
	科目区分	最低修得単位数	授業科目	単位数	必修・選択区分		
					卒業		免許
					必修	選択	必修
幼稚園教諭一種免許状	大学が独自に設定する科目	14	音楽Ⅰ	1		○	○
			総合表現教育Ⅰ	1		○	
			総合表現教育Ⅱ	1		○	
			個別教育計画作成演習	1	○		
			ふれあい体験活動	1		○	
			インターンシップⅠ	1		○	
			インターンシップⅡ	1		○	
			子育て支援地域活動Ⅰ	1		○	
			子育て支援地域活動Ⅱ	1		○	
			学校教育におけるICT活用	2	○		

免許状 の種類	免許法施行規則の 定める科目及び単位数		本 学 開 設 授 業 科 目					
	科 目 区 分	最低修得 単位数	授 業 科 目	単位数	必修・選択区分			備 考
					卒業		免許	
					必修	選択	必修	
養護教諭一種免許状	大学が独自に設定する科目	7	「養護に関する科目」及び 「教育の基礎的理解に関する科目等」 の備考欄(注)参照					

別表第5(第2条関係) 教職に関する科目

〔教育の基礎的理解に関する科目等〕

免許状の種類	免許法施行規則の定める科目及び単位数		本 学 開 設 授 業 科 目					
	科 目 区 分	最低修得単位数	授 業 科 目	単位数	必修・選択区分			備 考
					卒業		免許	
					必修	選択	必修	
	中 高 学 等 校 学 教 諭 教 一 種 一 免 許 状	教育の基礎的理解に関する科目	10	教育原理	2			○
教職概論				2			○	
教育制度論				2			○	
教育心理学				2			○	
特別支援教育論				2			○	
教育課程論				2			○	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		中10 高8	道徳教育論	2			○	中一種免のみ
			特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2			○	
			教育方法・技術論	2			○	
			生徒指導論	2			○	
			教育相談 (カウンセリングを含む。)	2			○	
			教育におけるICT活用の理論と実践	2			○	
			進路指導論	2			○	
教育実践に関する科目		中7 高5	教育実習事前事後指導	1			○	現代ビジネス学科開設
			事前・事後指導	1			○	社会福祉学科開設
			中学校教育実習 (事前・事後指導)	2			○	健康システム学科開設
			高等学校教育実習 (事前・事後指導)	1			○	
			中学校教育実習	3			○	
			高等学校教育実習	2			○	現代ビジネス学科 健康システム学科 社会福祉学科開設
			教職実践演習(中・高)	2			○	健康システム学科開設
			教職実践演習(高)	2			○	現代ビジネス学科 社会福祉学科開設
合 計		中27 高23	合 計	中31 高27	—	—	中31 高27	(注) 最低修得単位数を超えて修得した単位数については「大学が独自に設定する科目」の修得単位数に充当する。

※1) 社会福祉学科においては、「教育心理学」の修得した単位を卒業要件単位に充足する。

〔教育の基礎的理解に関する科目等〕

免許状 の種類	免許法施行規則の 定める科目及び単位数		本 学 開 設 授 業 科 目					
	科 目 区 分	最低修得 単位数	授 業 科 目	単位数	必修・選択区分			備考
					卒業		免許	
					必修	選択	必修	
小 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	教育の基礎的理解に関する科目	10	教育の思想と原理	2	○		○	
			教育史	2		○		
			教育哲学	2		○		
			教職入門	2	○		○	
			教育制度論	2	○		○	
			教育社会学	2		○		
			教育心理学	2	○		○	
			発達心理学	2		○		
			特別支援教育の基礎	2		○	○	
			教育課程論	2	○		○	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	道徳教育論	2		○	○	
			総合的な学習の理論と実践	2		○	○	
			特別活動論	2		○	○	
			教育方法・技術論	2		○	○	
			教育におけるICT活用の理論と方法	2		○	○	
			生徒指導・進路・キャリア教育の理論及び方法	2		○	○	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む
			教育相談	2		○	○	
	教育実践に関する科目	7	小学校教育実習リフレクション	1		○	○	事前・事後指導を含む
			小学校教育実習	4		○	○	
			教職実践演習(小学校)	2		○	○	
	合計	27	合計	41	10	31	33	(注) 最低修得単位数を超えて修得した単位数については「大学が独自に設定する科目」の修得単位に充当する。

〔教育の基礎的理解に関する科目等〕

免許状 の種類	免許法施行規則の 定める科目及び単位数		本 学 開 設 授 業 科 目					
幼稚園 教諭一 種免許 状	科 目 区 分	最低修得 単位数	授 業 科 目	単位数	必修・選択区分			備 考
					卒業		免許	
					必修	選択	必修	
	教育の基礎的理解に関する科目	10	教育の思想と原理	2	○		○	
			教育史	2		○		
			教育哲学	2		○		
			教師・保育者論	2		○	○	
			教育制度論	2	○		○	
			教育社会学	2		○		
			教育心理学	2	○		○	
			発達心理学	2		○		
			特別支援教育Ⅰ	1		○	○	
			特別支援教育Ⅱ	1		○	○	
			教育・保育の課程と評価	2		○	○	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4	教育方法・技術論	2		○	○	
			教育におけるICT活用の理論と方法	2		○	○	
			幼児理解	1		○	○	
			教育相談	2		○	○	
	教育実践に関する科目	7	幼稚園教育実習リフレクション	1		○	○	事前・事後指導を含む
幼稚園教育実習			4		○	○		
保育・教職実践演習			2		○	○		
合計	21	合計	34	6	28	26	(注) 最低修得単位数を超えて修得した単位数については「大学が独自に設定する科目」の修得単位に充当する。	

〔教育の基礎的理解に関する科目等〕

免許状 の種類	免許法施行規則の 定める科目及び単位数		本 学 開 設 授 業 科 目					
	科 目 区 分	最低修得 単位数	授 業 科 目	単位数	必修・選択区分			備考
					卒業		免許	
					必修	選択	必修	
栄 養 教 諭 一 種 免 許 状	教育の基礎的理解に関する 科目	8	教育原理	2			○	
			教職概論	2			○	
			教育制度論	2			○	
			教育心理学	2			○	
			特別支援教育論	2			○	
			教育課程論	2			○	
	道徳、総合的な学習の時間 等の内容及び生徒指導、教 育相談等に関する科目	6	道徳教育の理論	1			○	
			特別活動・総合的な学習の 時間	1			○	
			教育方法・技術論	2			○	
			生徒指導論	2			○	
			教育相談 (カウンセリングを含む。)	2			○	
			教育におけるICT活用の理論と 実践	2			○	
	教育実践に関する科目	養護7 栄養4	養護実習（事前・事後指導）	1			○	養教一種免のみ (健康システム学科)
			養護実習	4			○	
			養護実習 (事前事後指導を含む)	5			○	養教一種免のみ (看護学科)
			事前事後指導	1			○	栄教一種免のみ
			栄養教育実習	1			○	
			教職実践演習（養護教諭）	2			○	養教一種免のみ
			教職実践演習（栄養教諭）	2			○	栄教一種免のみ
	合 計	養護 21 栄養 18	合 計	養護 27 栄養 24	-	-	養護 27 栄養 24	(注)最低修得単位数 を超えて修得した単位 数については「大学が 独自に設定する科目」 の修得単位に充当す る。

受講資格（第4条関係）

実習科目名	免許状の種類	受講要件
教育実習	高等学校教諭一種免許状（公民）	3年次Ⅱ期終了までに、卒業要件単位数を90単位以上修得し、そのうち卒業必修に係る科目を38単位以上修得済であること。＜教科及び教科の指導法に関する科目＞からは24単位以上を修得し、＜教育の基礎的理解に関する科目＞と＜道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目＞からは18単位以上を修得し、かつ以下の科目を修得済であること。 「教育原理」「教職概論」「生徒指導論」「教育相談（カウンセリングを含む。）」「進路指導論」「公民科教育法」 かつ、同期終了時にGPAの累積が2.0以上であること。
	高等学校教諭一種免許状（商業）	3年次Ⅱ期終了までに、卒業要件単位数を90単位以上修得し、そのうち卒業必修に係る科目を38単位以上修得済であること。＜教科及び教科の指導法に関する科目＞からは24単位以上を得し、＜教育の基礎的理解に関する科目＞と＜道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目＞からは18単位以上を修得し、かつ以下の科目を修得済であること。 「教育原理」「教職概論」「生徒指導論」「教育相談（カウンセリングを含む。）」「進路指導論」「商業科教育法」 かつ、同期終了時にGPAの累積が2.0以上であること。
	中学校教諭一種免許状（保健体育）	2年次Ⅱ期終了までに＜教科及び教科の指導法に関する科目＞から20単位以上、＜教育の基礎的理解に関する科目＞と＜道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目＞から12単位以上を修得し、かつ3年次Ⅱ期終了までに以下の科目を修得済であること。また、次の①～③各号のいずれかを充足していること。 ①2年次Ⅰ期、Ⅱ期それぞれのGPAが2.5以上であること。 ②3年次Ⅰ期終了時に＜教育の基礎的理解に関する科目＞と＜道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目＞のGPAの累積が2.0以上であること。 ③3年次Ⅰ期終了時にGPAの累積が2.0以上であること。

実習科目名	免許状の種類	受講要件
教育実習		「衛生学」「体育原論（体育原理・体育史を含む）」「運動生理学」「陸上競技Ⅰ」「陸上競技Ⅱ」「球技Ⅰ」「球技Ⅱ」「武道Ⅰ」「武道Ⅱ」「器械運動Ⅰ」「器械運動Ⅱ」「ダンス／水泳Ⅰ」「ダンス／水泳Ⅱ」「体育領域指導法Ⅰ」「体育領域指導法Ⅱ」「学校保健Ⅰ（小児保健・学校安全を含む）」「教育原理」「教職概論」「保健体育科教育法Ⅰ（保健体育科教育研究）」「保健体育科教育法Ⅱ（保健体育科教育法研究）」
	中学校教諭一種免許状（保健）	2 年次Ⅱ期終了までに<教科及び教科の指導法に関する科目>から 20 単位以上、<教育の基礎的理解に関する科目>と<道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目>から 12 単位以上を修得し、かつ 3 年次Ⅱ期修了までに以下の科目を修得済であること。また、次の①～③各号のいずれかを充足していること。 ①2 年次Ⅰ期、Ⅱ期それぞれの G P A が 2.5 以上であること。 ②3 年次Ⅰ期終了時に<教育の基礎的理解に関する科目>と<道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目>の G P A の累積が 2.0 以上であること。 ③3 年次Ⅰ期終了時に G P A の累積が 2.0 以上であること。 「解剖学」「生理学」「衛生学」「学校保健Ⅰ（小児保健・学校安全を含む）」「教育原理」「教職概論」「保健科教育法Ⅰ（保健科教育教材研究）」「保健科教育法Ⅱ（保健科教育法演習）」
	高等学校教諭一種免許状（保健体育）	2 年次Ⅱ期終了までに<教科及び教科の指導法に関する科目>から 20 単位以上、<教育の基礎的理解に関する科目>と<道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目>から 12 単位以上を修得し、かつ 3 年次Ⅱ期修了までに以下の科目を修得済であること。また、次の①～③各号のいずれかを充足していること。 ①2 年次Ⅰ期、Ⅱ期それぞれの G P A が 2.5 以上であること。 ②3 年次Ⅰ期終了時に<教育の基礎的理解に関する科目>と<道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目>の G P A の累積が 2.0 以上であること。 ③3 年次Ⅰ期終了時に G P A の累積が 2.0 以上であること。

実習科目名	免許状の種類	受講要件
教育実習		「衛生学」「体育原論（体育原理・体育史を含む）」「運動生理学」「陸上競技Ⅰ」「陸上競技Ⅱ」「球技Ⅰ」「球技Ⅱ」「武道Ⅰ」「武道Ⅱ」「器械運動Ⅰ」「器械運動Ⅱ」「ダンス／水泳Ⅰ」「ダンス／水泳Ⅱ」「体育領域指導法Ⅰ」「体育領域指導法Ⅱ」「学校保健Ⅰ（小児保健・学校安全を含む）」「教育原理」「教職概論」「保健体育科教育法Ⅰ（保健体育科教育研究）」「保健体育科教育法Ⅱ（保健体育科教育法研究）」
	高等学校教諭一種免許状（保健）	2 年次Ⅱ期終了までに<教科及び教科の指導法に関する科目>から 20 単位以上、<教育の基礎的理解に関する科目>と<道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目>から 12 単位以上を修得し、かつ 3 年次Ⅱ期修了までに以下の科目を修得済であること。また、次の①～③各号のいずれかを充足していること。 ①2 年次Ⅰ期、Ⅱ期それぞれの GPA が 2.5 以上であること。 ②3 年次Ⅰ期終了時に<教育の基礎的理解に関する科目>と<道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目>の GPA の累積が 2.0 以上であること。 ③3 年次Ⅰ期終了時に GPA の累積が 2.0 以上であること。 「解剖学」「生理学」「衛生学」「学校保健Ⅰ（小児保健・学校安全を含む）」「教育原理」「教職概論」「保健科教育法Ⅰ（保健科教育教材研究）」「保健科教育法Ⅱ（保健科教育法演習）」
	高等学校教諭一種免許状（福祉）	2 年次Ⅱ期終了までに<教科及び教科の指導法に関する科目>から 20 単位以上、<教育の基礎的理解に関する科目>と<道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目>から 12 単位以上を修得し、かつ 3 年次Ⅱ期修了までに以下の科目を修得済であること。また、3 年次Ⅰ期終了時に GPA の累積が 2.5 以上であること。 「社会福祉の原理と政策Ⅰ」「社会福祉の原理と政策Ⅱ」「ソーシャルワークの理論と方法」「ソーシャルワークの理論と方法（専門）」「ソーシャルワーク演習（専門）B」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅲ」「ソーシャルワーク実習Ⅲ」「生活支援技術」「教育原理」「教職概論」「特別支援教育論」「生徒指導論」「進路指導論」「福祉科教育法」

実習科目名	免許状の種類	受講要件
教育実習	小学校教諭一種免許状	実習までに次の①と②の要件をすべて満たすこと。 ①原則として第 2 年次終了時に、卒業要件単位のうち 60 単位以上を修得していること。 ②〈教科及び教科の指導法に関する科目〉の中の〈各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）〉に関する科目のうち 5 科目以上、〈教育の基礎的理解に関する科目〉及び〈道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目〉から 4 科目以上の単位を修得していること。
	幼稚園教諭一種免許状	実習までに次の①と②の要件をすべて満たすこと。 ①原則として第 3 年次終了時に、卒業要件単位のうち 76 単位以上を修得していること。 ②〈領域および保育内容の指導法に関する科目〉から 8 科目以上、〈教育の基礎的理解に関する科目〉から 4 科目以上、〈道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目〉から 2 科目以上の単位を修得していること。
	特別支援学校教諭一種免許状	実習までに次の①から②の要件をすべて満たすこと。 ① 原則として「小学校教育実習」および「小学校教育実習リフレクション」の単位を修得していること、又は「幼稚園教育実習」を修了していること。 ②〈特別支援教育領域に関する科目〉と〈免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目〉のうち 5 科目以上の単位を修得していること。
養護実習	養護教諭一種免許状	〔健康システム学科〕 2 年次Ⅱ期終了までに<養護に関する科目>から 20 単位以上、<教育の基礎的理解に関する科目>と<道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目>から 12 単位以上を修得し、かつ 3 年次Ⅱ期終了までに以下の科目を修得済であること。また、次の①～③各号のいずれかを充足していること。 ①2 年次Ⅰ期、Ⅱ期それぞれの GPA が 2.5 以上であること。 ②3 年次Ⅰ期終了時に<教育の基礎的理解に関する科目>と<道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目>の GPA の累積が 2.0 以上であること。

		③ 3 年次 I 期終了時に G P A の累積が 2.0 以上であること。 「解剖学」「生理学」「養護概説」「学校保健Ⅱ」「看護学Ⅰ」「救急処置」「教育原理」「教職概論」
		〔看護学科〕 3 年次 I 期終了までに開講されている<養護に関する科目>の全てを修得し、かつ<教科及び教科の指導法に関する科目>から 20 単位以上、<教育の基礎的理解に関する科目>と<道德、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目>から 12 単位以上を修得済であること。 また、「学校保健演習」を履修登録していること。 及び 3 年次 I 期終了時に G P A の累積が 2.0 以上であること。
栄養教育実習	栄養教諭一種免許状	3 年次Ⅱ期開講の「学校栄養教育論Ⅱ」の単位を修得し、かつ「事前事後指導」の履修登録を完了していること。 また、3 年次Ⅰ期終了時の G P A の累積が 2.0 以上であること。

兵庫大学学位規程

〔平成11年4月1日制定〕
兵大程第46号

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、学位規則（昭和28年文部省令第9号）、兵庫大学学則及び兵庫大学大学院学則に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(学士の学位の授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

2 学士の学位は、次のとおりとする。

学部	学科	学位
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科	学士（現代ビジネス）
健康科学部	栄養マネジメント学科	学士（栄養学）
	健康システム学科	学士（健康科学）
看護学部	看護学科	学士（看護学）
生涯福祉学部	社会福祉学科	学士（社会福祉学）
教育学部	教育学科	学士（教育学）

(修士の学位の授与の要件)

第4条 修士の学位は、本大学院の修士課程の所定の年限在学し、履修科目について所定の単位を修得し、かつ、履修科目の成績並びに学位論文及び最終試験の成績の総合判定に合格した者にこれを授与する。

2 修士の学位は、次のとおりとする。

研究科専攻及び課程	学位
現代ビジネス研究科現代ビジネス専攻 修士課程	修士（現代ビジネス）
看護学研究科看護学専攻 博士前期課程	修士（看護学）

3 修士論文等の課題は、あらかじめ研究科長が指定する期日までに指導教員に届け出さなければならない。

(博士の学位の授与の要件)

第5条 博士の学位は、本大学院の博士課程の所定の年限在学し、履修科目について所定の単位を修得し、かつ、履修科目の成績並びに学位論文及び最終試験の成績の総合判定に合格した者にこれを授与する。

2 博士の学位は、前項の規定にかかわらず、本大学院の博士課程を経ないで、論文を提出して博士の学位を請求した者についても、その論文が第1項の規定により学位を授与されるものと同等以上の内容のものであり、かつ、その者が専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及

びその基礎となる豊かな学識を有することが確認されたときは、第 24 条第 1 項に従って、博士の学位を授与することができる。

3 博士の学位は、次のとおりとする。

研究科専攻及び課程	学位
看護学研究科看護学専攻 博士後期課程	博士（看護学）

（現代ビジネス研究科の在学者の修士論文提出）

第 6 条 現代ビジネス研究科に在学する者の修士論文は、あらかじめ研究科長が指定する期日までに、指導教員を経て研究科長に提出するものとする。

2 提出する論文は、1 編とし、正本 1 通、副本 2 通とする。ただし、参考として他の論文を附加提出することができる。

3 修士論文提出時に、論文要旨（和文および英文）各 3 通を同時に提出するものとする。

4 審査のため必要があるときは、参考資料の提出を求めることができる。

（審査の付託）

第 7 条 前条の修士論文の提出があったときは、研究科長は研究科委員会にその審査を付託する。

（審査委員）

第 8 条 前条の規定により、修士論文の審査を付託された研究科委員の定める審査委員によって行う。

2 研究科委員会は、前項の審査を行うため、当該専攻科目の担当教員のうちから計 3 人以上の審査員で組織する審査委員会を設けるものとする。

3 研究科委員会が必要であると認めた場合は、本学の大学院担当教員以外の教員若しくは他の大学院の教員等を審査委員に加えることができる。

（修士論文等の審査及び最終試験）

第 9 条 審査委員会は、修士論文等の審査の他、最終試験も併せて行うものとする。

2 最終試験は、提出された修士論文を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口答の方法により、これを行う。

3 修士論文の審査及び最終試験の終了は、在学期間中に行わなければならない。

（審査結果の報告）

第 10 条 審査委員会は、修士論文等の審査結果と最終試験の要旨を添えて、研究科委員会に報告するものとする。

（学位授与の議決）

第 11 条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて学位授与の可否について議決する。

2 前項の議決には、研究科委員会構成員の 3 分の 2 以上が出席し、出席者の半数以上が同意することを必要とする。

（看護学研究科の在学者の修士論文提出）

第 12 条 看護学研究科に在学する者の修士論文は、あらかじめ研究科長が指定する期日までに、指導教員を経て研究科長に提出するものとする。

2 提出する論文は、1 編とし、正本 1 通、副本 4 通とする。ただし、参考として

他の論文を附加提出することができる。

3 修士論文提出時に、論文要旨 5 通を同時に提出するものとする。

4 審査のため必要があるときは、参考資料の提出を求めることができる。

(審査の付託)

第 13 条 前条の修士論文の提出があったときは、研究科長は研究科委員会にその審査を付託する。

(審査委員)

第 14 条 前条の規定により、修士論文の審査を付託された研究科委員の定める審査委員によって行う。

2 研究科委員会は、前項の審査を行うため、当該研究科等の研究指導を担当する教授のうちから計 3 人以上の審査員で組織する審査委員会を設けるものとする。

3 研究科委員会が必要であると認めた場合は、本学の大学院担当教員以外の教員若しくは他の大学院の教員等を審査委員に加えることができる。

(修士論文等の審査及び最終試験)

第 15 条 審査委員会は、修士論文等の審査の他、最終試験も併せて行うものとする。

2 最終試験は、提出された修士論文を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口答の方法により、これを行う。

3 修士論文の審査及び最終試験の終了は、在学期間中に行わなければならない。

(審査結果の報告)

第 16 条 審査委員会は、修士論文等の審査結果と最終試験の要旨を添えて、研究科委員会に報告するものとする。

(学位授与の議決)

第 17 条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて学位授与の可否について議決する。

2 前項の議決には、研究科委員会構成員の 3 分の 2 以上が出席し、出席者の 3 分の 2 以上が同意することを必要とする。

(看護学研究科の在学者の博士論文提出)

第 18 条 看護学研究科に在学する者の博士論文は、あらかじめ研究科長が指定する期日までに、指導教員を経て研究科長に提出するものとする。

2 提出する論文は、1 編とし、正本 1 通、副本 4 通とする。ただし、参考として他の論文を附加提出することができる。

3 博士論文提出時に、論文要旨 5 通を同時に提出するものとする。

4 審査のため必要があるときは、参考資料の提出を求めることができる。

(審査の付託)

第 19 条 前条の博士論文の提出があったときは、研究科長は研究科委員会にその審査を付託する。

(審査委員)

第 20 条 前条の規定により、博士論文の審査を付託された研究科委員の定める審査委員によって行う。

2 研究科委員会は、前項の審査を行うため、当該研究科等の研究指導を担当する

教授のうちから計3人以上の審査員で組織する審査委員会を設けるものとする。

- 3 研究科委員会が必要であると認めた場合は、本学の大学院担当教員以外の教員若しくは他の大学院の教員等を審査委員に加えることができる。

(博士論文等の審査及び最終試験)

第21条 審査委員会は、博士論文等の審査の他、最終試験も併せて行うものとする。

- 2 最終試験は、提出された博士論文を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口答の方法により、これを行う。

- 3 博士論文の審査及び最終試験の終了は、在学期間中に行わなければならない。

(審査結果の報告)

第22条 審査委員会は、博士論文等の審査結果と最終試験の要旨を添えて、研究科委員会に報告するものとする。

(学位授与の議決)

第23条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて学位授与の可否について議決する。

- 2 前項の議決には、研究科委員会構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上が同意することを必要とする。

(課程を経ない者の博士学位論文の提出)

第24条 第5条第2項の規定により学位の授与を請求するには、博士論文5部を作成し、学位申請書に学位論文の要旨及び履歴書を添え、学長に提出しなければならない。

- 2 学位論文は1編に限る。ただし、他に副論文及び参考論文を添付することができる。

- 3 審査のため必要があるときは、参考資料の提出を求めることができる。

(審査手数料)

第25条 第12条第1項、第18条第1項による論文の提出、又は第24条1項による論文の受理に際しては、審査手数料を納入するものとする。

- 2 納入した手数料はこれを返還しない。

(博士論文の公開)

第26条 博士の学位を授与したときは、本学は授与した日から3ヶ月以内に当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

- 2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

- 3 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学は、その論文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 4 博士の学位を授与された者が行う第2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学長への報告)

第27条 研究科委員会が第11条第1項、第17条第1項又は第23条第1項の議決をしたときは、研究科長は、学長に対して、その結果を文書で報告することを必要とする。

(学位の授与)

第28条 学長は、第3条、第4条及び第5条に規定する者に対しては、学位記を交付して学士、修士又は博士の学位を授与する。

2 学長は、第27条に規定する報告に基づき、修士又は博士の学位を授与すべきものと決定した者に対しては、学位記を交付して修士又は博士の学位を授与し、修士又は博士の学位を授与できないと決定した者には、その旨を通知する。

(学位の名称の使用)

第29条 本学において、学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、兵庫大学の文字を付記しなければならない。

(学位の取消)

第30条 学位を授与された者が、不正な方法により、学位の授与を受けた事実があると認められたときは、学長は、研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 研究科委員会が前項の規定による議決をなす場合には、第11条第2項、第17条第2項又は第23条第2項を準用する。

(様式)

第31条 学位の学位記その他の様式は、別記のとおりとする。

(雑則)

第32条 この規程の施行に必要な事項は、学部又は研究科においてこれを定める。

(改廃)

第33条 この規程の改廃は、学士の学位に関することは学部教授会、修士及び博士の学位に関することは研究科委員会に諮り、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

2 兵庫大学学位規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、第15条の規定は平成24年度修了者から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記

様式 1（第 3 条の 2 により学位を授与する場合）

第 号	
卒業証書・学位記	
大 学 之 印	氏 名 年 月 日生
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を 修めて本学を卒業したことを認め学士 (〇〇) の学位を授与する	
年 月 日 兵庫大学長 〇〇〇〇 印	

様式 2（第 4 条の 2、第 5 条の 3 により学位を授与する場合）

現(看)修(博)第 号	
学 位 記	
大 学 之 印	氏 名 年 月 日生
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の 修士課程（博士前期課程・博士後期 課程）を修了したので修士（〇〇） （博士（〇〇））の学位を授与する	
年 月 日 兵庫大学長 〇〇〇〇 印	